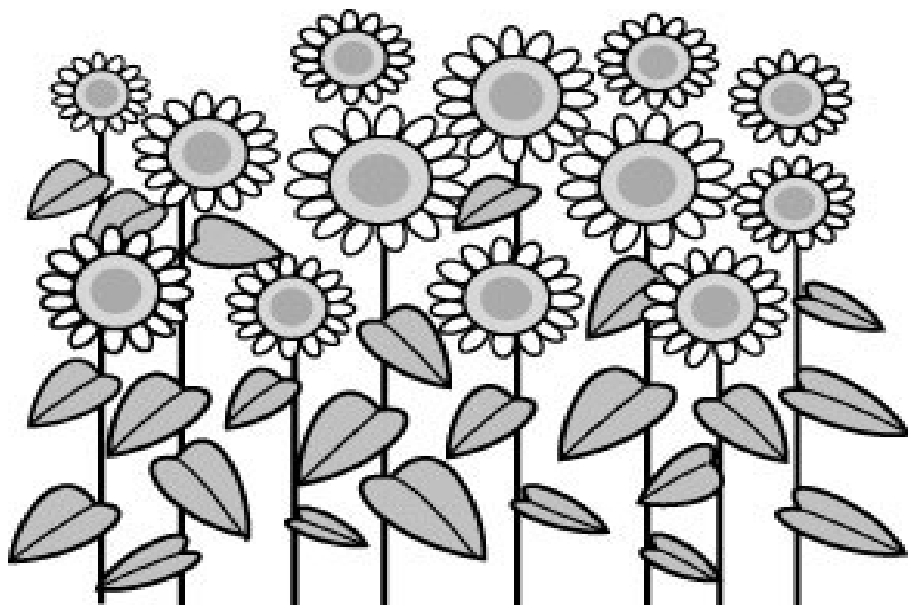


厚岸町障がい者福祉計画



厚 岸 町

はじめに

健やかに、いきいきと自立して暮らすことは、町民すべての願いです。その実現のため保健・医療・福祉のサービスが結びついた様々な事業を展開しています。

昭和56年の「国際障害者年」を契機に国の内外において、ノーマライゼーションの考えが次第に浸透して24年を経過しようとしています。本町でも障がい者に対する理解が進み、障がい者の自立や社会参加への意識が高まり、障害があっても、住みなれた地域で生活することを希望する人も増えています。

平成16年4月に町内で初めてとなる共同作業所が開所し、11月には厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」が開催されました。障がい者が発表する立場での参加や、園児・学生・団体等の発表によって世代を越えた障がいとのふれあいのフェスティバルとなりました。管内からも多数の参加者がある中、フェスティバルを支えた関係者やボランティアの方々の姿は、私たちの心に深く暖かい感動を残しました。

この度、本町における障がい者施策の一層の推進を図るため、平成10年度の「厚岸町障害者福祉計画」の見直しを行い、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする新たな計画を策定しました。

今後も、行政のみならず、町民、民間事業者、ボランティア組織など様々な推進主体と連携、協働しながら、ノーマライゼーション社会の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会の委員の皆様に深く感謝申し上げます。

平成17年3月

厚岸町長 若 狭 靖

目 次

総 論

第1章 計画の概要

| | |
|-----------|---|
| 第1節 計画の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の期間 | 2 |
| 第3節 計画の体系 | 3 |

第2章 厚岸町の現状

| | |
|-------------|----|
| 第1節 人口構造の変化 | 5 |
| 第2節 障がい者の状況 | 6 |
| （1）障がい者の推移 | 6 |
| （2）身体障がい | 7 |
| （3）知的障がい | 8 |
| （4）精神障がい | 9 |
| （5）特定疾患 | 10 |

各 論

第1章 地域生活の支援体制の充実

| | |
|----------------|----|
| 第1節 生活支援 | 11 |
| （1）生活支援体制の整備 | 11 |
| （2）権利擁護の推進 | 13 |
| （3）在宅サービス等の充実 | 15 |
| （4）施設サービス等の充実 | 25 |
| （5）専門職種の確保 | 27 |
| （6）生活安定施策の推進 | 29 |
| 第2節 保健・医療 | 30 |
| （1）疾病等の予防・治療 | 30 |
| （2）適切な医療・保健の提供 | 33 |

第2章 自立と社会参加の促進

| | |
|---------------|----|
| 第1節 教育・育成 | 36 |
| （1）障がい児療育の充実 | 36 |
| （2）学校教育の充実 | 38 |
| 第2節 就労支援 | 41 |
| （1）雇用の促進 | 41 |
| （2）福祉的就労の場の確保 | 44 |
| （3）起業への支援 | 44 |
| 第3節 社会参加 | 45 |
| （1）社会参加の促進 | 45 |
| （2）スポーツなどの普及 | 46 |
| （3）生涯学習機会の充実 | 47 |

第3章 バリアフリー社会の実現

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 啓発・広報 | 48 |
| （1）啓発活動の推進 | 48 |
| （2）心のバリアフリーの促進 | 49 |
| （3）地域福祉活動の推進 | 50 |
| 第2節 生活環境 | 52 |
| （1）住まい・まちづくりの推進 | 52 |
| （2）移動・交通のバリアフリーの促進 | 55 |
| （3）防災・防犯対策の推進 | 56 |
| 第3節 情報・コミュニケーション | 58 |
| （1）情報バリアフリーの検討 | 58 |
| （2）コミュニケーションの推進 | 58 |

資料編

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 厚岸町障がい者福祉計画改定のためのアンケート調査について | 61 |
| （1）調査の目的 | 61 |
| （2）調査方法 | 61 |
| （3）回収状況 | 62 |
| 2 厚岸町障がい者福祉計画改定の取り組みの経過 | 63 |
| 3 用語の解説 | 64 |

総論

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

21世紀の幕開けとともに、我が国は、共生社会の実現に向けて、さらなる一步を踏み出し始めました。平成14年12月に定められた、平成15年度から平成24年度までの10年間を計画期間とする国の新たな「障害者基本計画」では、21世紀に我が国が目指すべき社会として、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現が明示されています。

こうした動向は、もちろん21世紀になって急に始まった訳ではありません。国際的には、昭和56年の「国際障害者年」や、その後の「国連・障害者の十年」(昭和58年から平成4年)、「アジア太平洋障害者の十年」(平成5年から平成14年、さらに10年延長が決定)などの活動があります。

また、我が国でも昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」を策定。平成5年には「障害者対策に関する新長期計画」を策定するとともに、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため「心身障害者対策基本法」の内容の一部を改正し、「障害者基本法」を制定しました。平成7年には具体的な数値目標を掲げた障がい者施策の総合計画「障害者プラン」が立てられ、平成8年度から7年間で目標の達成が目指されてきました。

北海道においても、昭和57年1月に「障害者に関する北海道行動計画」(昭和57年度から平成3年度)が策定されました。また、平成5年2月には「障害者に関する新北海道行動計画」(平成5年度から平成14年度)が策定され、さらに、平成10年3月には後期5か年の重点施策実施計画である「北海道障害者プラン」(平成10年度から平成14年度)を策定し、障がい者施策の総合的な推進に取り組んできました。平成15年3月には「北海道障害者基本計画」が策定され、平成24年度までの10年間の計画期間で障がい者施策の一層の推進を図っています。

厚岸町(以下「当町」という)では、21世紀に向けて長期的展望に立った障がい者施策推進の指針として「厚岸町障害者福祉計画」を平成10年11月に策定し、障がい者施策の推進に努めてきました。

当町では、この計画に基づき、幅広い分野にわたって総合的に障がい者施策に取り組んできました。その結果、保健福祉総合センターの設置、小規模共同作業所の設置、公共施設、保育所や学校などの施設のバリアフリー化、町有施設の入場料等の減免制度の充実、重度障がい者に対するタクシー料金助成制度の充実、ガイドヘルパーの配置などの目標を達成することができたとともに、すこやか健康福祉運動会や厚岸町障害者(児)ふれあいフェスティバルなどの事業の定着により、ノーマライゼーション理念の啓発が促進されています。

しかしながら、計画策定から7年を経過する中で、平成12年度に要介護高齢者などを対象とした介護保険制度の導入、平成15年度にはこれまでの措置制度から支援費制度への移行など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、障がい者の自立と社会参加

を促進していくために当町がこれから取り組まなければならない課題は少なくありません。さらに、近年は障がいの重度・重複化、多様化、障がい者やその家族の高齢化、福祉ニーズの多様化、特殊教育から特別支援教育への流れなどに伴い、関係機関などの一層の連携や生涯にわたる支援など、新たな課題も生まれてきています。

また、人権に対する意識の高まりなどを踏まえ、ソフト、ハード両面にわたる社会全体のバリアフリー化を推進し、障がいのある人もない人も、一人の人間として基本的人権が尊重されるとともに、自らの主体性、自立性を確立し、社会活動に積極的に参加することにより、その能力を十分に発揮できるような環境づくりも求められています。より充実した障がい者福祉の増進を目的として、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの各分野の関連機関との連携をより密接にしなが、総合的な施策の推進に努めていかなければなりません。

このような社会情勢の変化を踏まえ、当町においても障がい者が地域の中で「共に暮らせる社会」を実現していくため、国計画及び道計画を基本に捉えて、「ノーマライゼーション」の理念のもとに新たな障がい者福祉計画を策定することとしました。

この計画は、21世紀初頭の厚岸町における障がい者施策の一層の推進を図るため、今後5年間に達成すべき障がい者施策の基本的な方向と主要な施策を示すものとしています。

また、この計画は、第4期厚岸町総合計画（平成12年度から21年度）の基本計画の方向を示す障がい者施策分野における個別計画として位置付けています。

この計画における障がい者とは、障害者基本法に規定されている障がい者をいいます。障害者基本法では、障がい者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と定義されています。難病（特定疾患）患者に対しては、「障害者基本法の障害者の範囲に含まれる」との参議院厚生委員会の附帯決議があります。さらに、平成16年12月には議員立法により「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月から施行されます。この計画では、この法律の定める「発達障害者」も含めています。

なお、障がい者の表記について、法律名や団体名などの固有名詞については「障害者」とし、それ以外については「障がい者」と表記しています。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や施策の進捗状況などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

第3節 計画の体系

この計画は、障がいのある人もない人も共に生活する「ノーマライゼーション社会の実現」という、前計画の基本理念を引き継ぎ、さらに発展させ、21世紀初頭の厚岸町における障がい者福祉施策の一層の推進を図るものです。

1．地域生活の支援体制の充実

障がい者が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用できるよう、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた、保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実を図り、障がい者の入所施設などから地域生活への円滑な移行の促進や、家族など介護者の負担を軽減するなど、障がい者が地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

2．自立と社会参加の促進

障がい者が自らの選択と決定により、主体的に行動し、その行動に責任を負うとともに、社会のあらゆる活動に参加し、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた、発達支援、就労支援など、ライフステージに応じた支援の充実に努め、自立や社会参加を促進します。

3．バリアフリー社会の実現

障がい者が暮らしやすい社会は、障がいのない人にとっても暮らしやすい社会であるということ認識し、町民参加による計画推進体制を整備することが重要です。各種広報誌などによる啓発活動の推進、ボランティア活動の促進、障がいのある人とない人の交流機会の拡大、災害・防犯対策の推進など生活環境の整備を図ります。

また、地域社会に存在する偏見や差別といった心のバリア、住まいや移動などの環境のバリア、情報のバリアなどについて、寒冷な気候や積雪など、地域生活を阻む様々なバリアを解消するとともに、障がい者の地域生活を支える、住民の主体的な地域福祉活動を推進します。

計画の体系表



第2章 厚岸町の現状

第1節 人口構造の変化

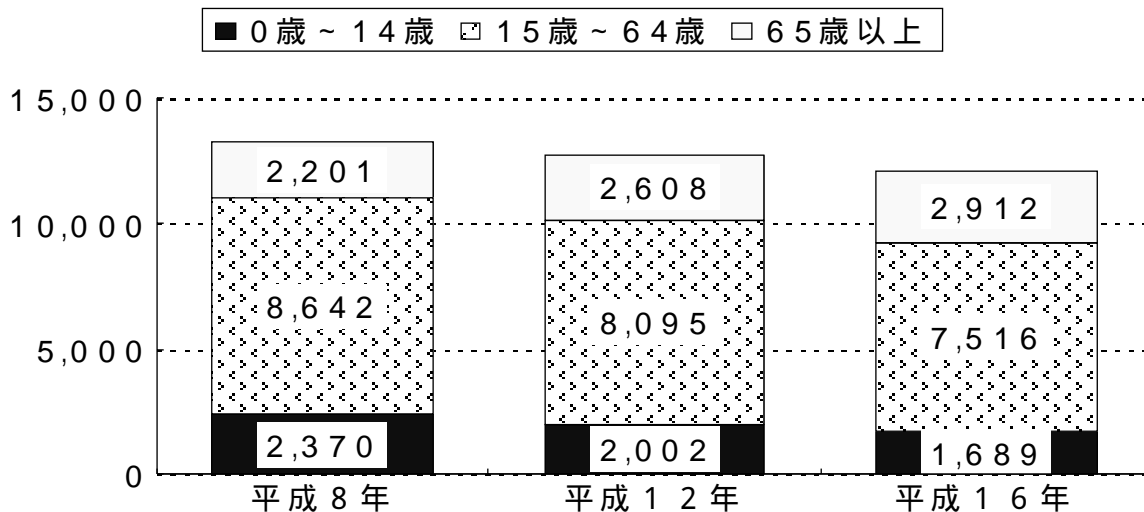
当町における人口は、平成12年から平成16年の4年間で588人減少しています。0歳から14歳までの人口は、平成12年2,002人、平成16年1,689人と減少していますが、65歳以上の高齢者人口は、平成12年2,608人、平成16年2,912人と増加しており、高齢化率も20.5%から24.0%と高くなっており、少子化、高齢化が進んでいることがわかります。

厚岸町の人口増減状況

資料：住民基本台帳

| 区 分 | 平成8年 10月1日現在 | 平成12年 10月1日現在 | 平成16年 10月1日現在 | 増 減 率 | |
|---------|-----------------|------------------|------------------|--------|---------|
| | | | | 平8~平12 | 平12~平16 |
| 総 数 | 13,213人 | 12,705人 | 12,117人 | 3.8% | 4.6% |
| 0歳~14歳 | 2,370人 | 2,002人 | 1,689人 | 15.5% | 15.6% |
| 15歳~64歳 | 8,642人 | 8,095人 | 7,516人 | 6.3% | 7.2% |
| 65歳以上 | 2,201人 | 2,608人 | 2,912人 | 18.5% | 11.7% |
| 高齢者比率 | 16.7% | 20.5% | 24.0% | - | - |

厚岸町区別人口増減状況



第2節 障がい者の状況

(1) 障がい者の推移

身体障害者手帳（注1）の所持者数は、平成13年から4年間で35人増加しています。障がいの種類別増減では肢体不自由が18人、内部障がいが17人増加していますが、ほかの障がいは大きな変動はありません。また、知的障がいは19人と著しく増加しています。

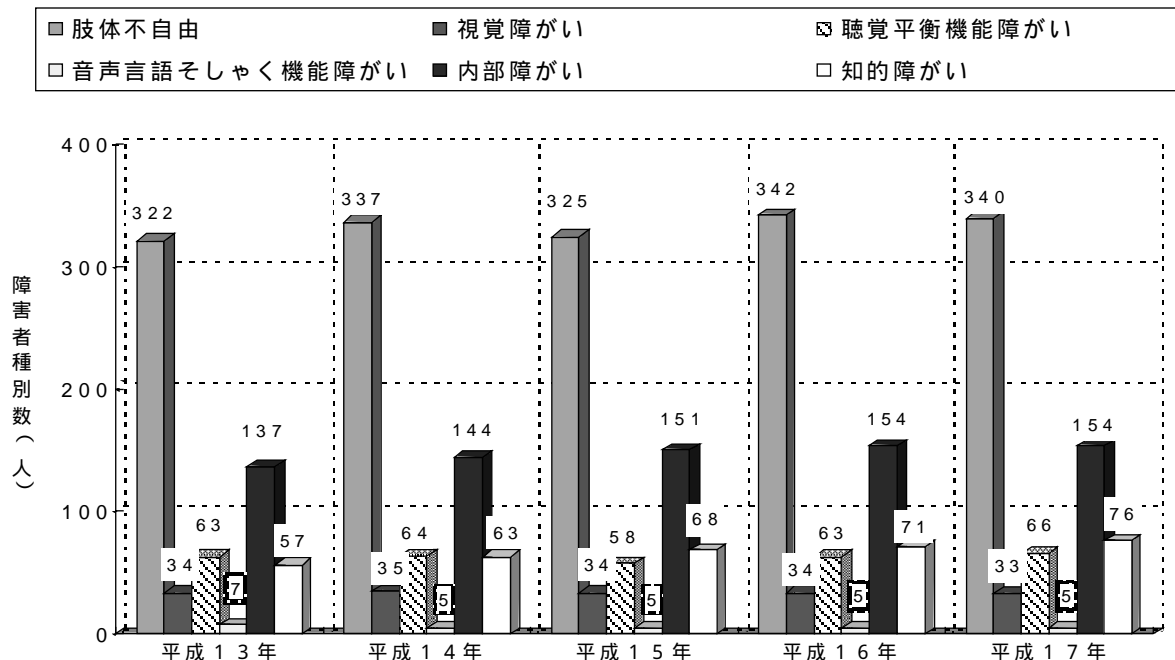
身体障害者手帳・療育手帳年度別所持者数（障がい別）

（各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在）

| 区 分 | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 肢 体 不 自 由 | 322 | 337 | 325 | 342 | 340 |
| 視 覚 障 が い | 34 | 35 | 34 | 34 | 33 |
| 聴 覚 平 衡 機 能 障 が い | 63 | 64 | 58 | 63 | 66 |
| 音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 が い | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 内 部 障 が い | 137 | 144 | 151 | 154 | 154 |
| 合 計 | 563 | 585 | 573 | 598 | 598 |

| | | | | | |
|-----------|----|----|----|----|----|
| 知 的 障 が い | 57 | 63 | 68 | 71 | 76 |
|-----------|----|----|----|----|----|

手帳所持者数の推移



注1 身体障害者手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもの。障がいの程度に応じ1級から6級までに分かれる。法律上は身体障害者手帳の交付を受けたものを「身体障害者」という。

(2) 身体障がい

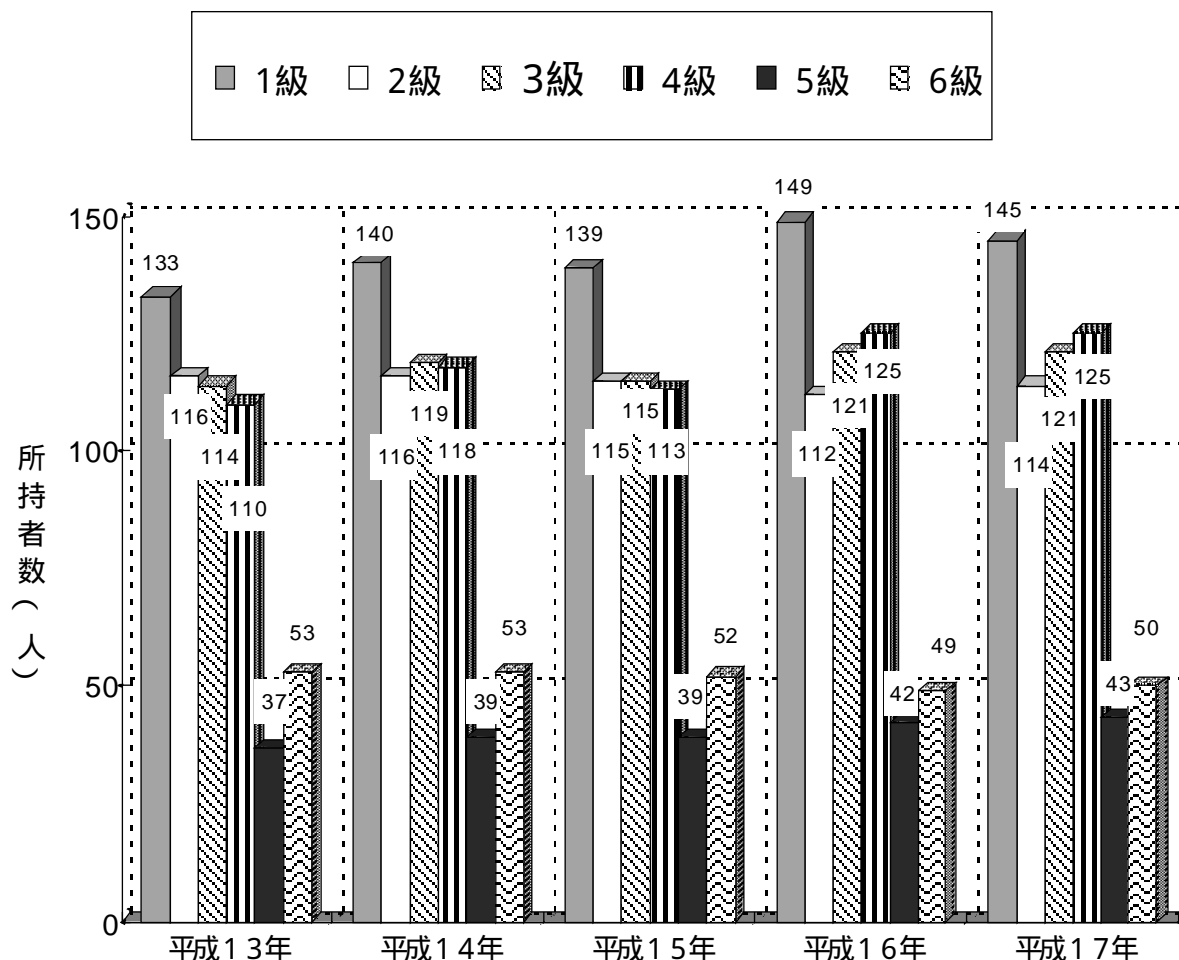
平成17年の身体障害者手帳所持者を障がいの等級別に見ると、1～2級の重度障がい者が259人で全体の43.3%を占めており、平成13年の(1～2級)44.2%(249人)と比較してほぼ同じ割合となっています。

身体障害者手帳年度別所持者数(等級別)

(各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在)

| | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 133 | 140 | 139 | 149 | 145 |
| 2級 | 116 | 116 | 115 | 112 | 114 |
| 3級 | 114 | 119 | 115 | 121 | 121 |
| 4級 | 110 | 118 | 113 | 125 | 125 |
| 5級 | 37 | 39 | 39 | 42 | 43 |
| 6級 | 53 | 53 | 52 | 49 | 50 |
| 合計 | 563 | 585 | 573 | 598 | 598 |

年度別所持者数の推移



(3) 知的障がい

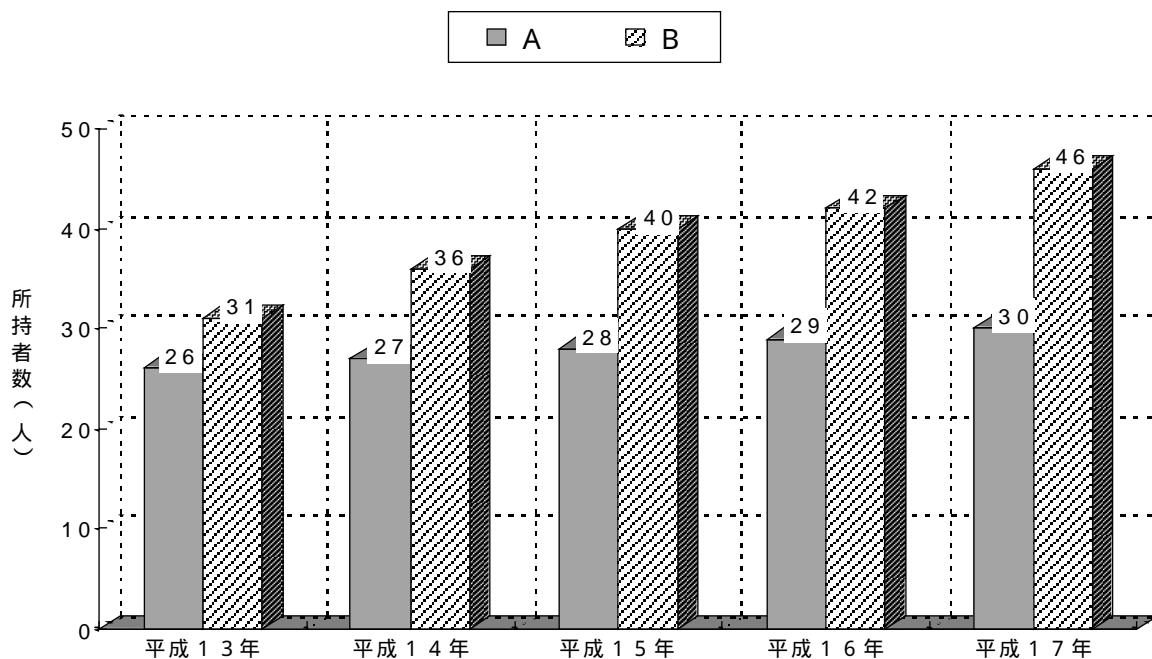
療育手帳（注2）所持者数は、平成13年の57人から平成17年1月1日現在76人、程度別に増加数をみると療育手帳A所持者が4人、療育手帳B所持者が15人の増となっています。

療育手帳年度別所持者数

（各年4月1日現在 平成17年のみ1月1日現在）

| | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| A | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| B | 31 | 36 | 40 | 42 | 46 |
| 合計 | 57 | 63 | 68 | 71 | 76 |

年度別所持者数の推移



注2 療育手帳

都道府県知事が審査に基づき発行するもの。障がいの程度が重度の場合は「A」、その他の場合は「B」と表示されている。

(4) 精神障がい

精神障がい者は、平成17年1月1日現在111人となっており、平成13年の53人と比べて著しく増加しています。

医療機関の利用状況からみた精神障がい者は、平成17年現在、在院（入院）患者数が10人、32条通院医療費公費負担申請件数が84件となっています。

平成14年から町を通じて行われることとなった32条通院医療費公費負担申請件数は特に増加が著しくなっており、これは、精神疾患を患う人が増えてきているということと、精神疾患に対する適切な相談体制が整い制度の利用が増えてきているということが原因と考えられます。

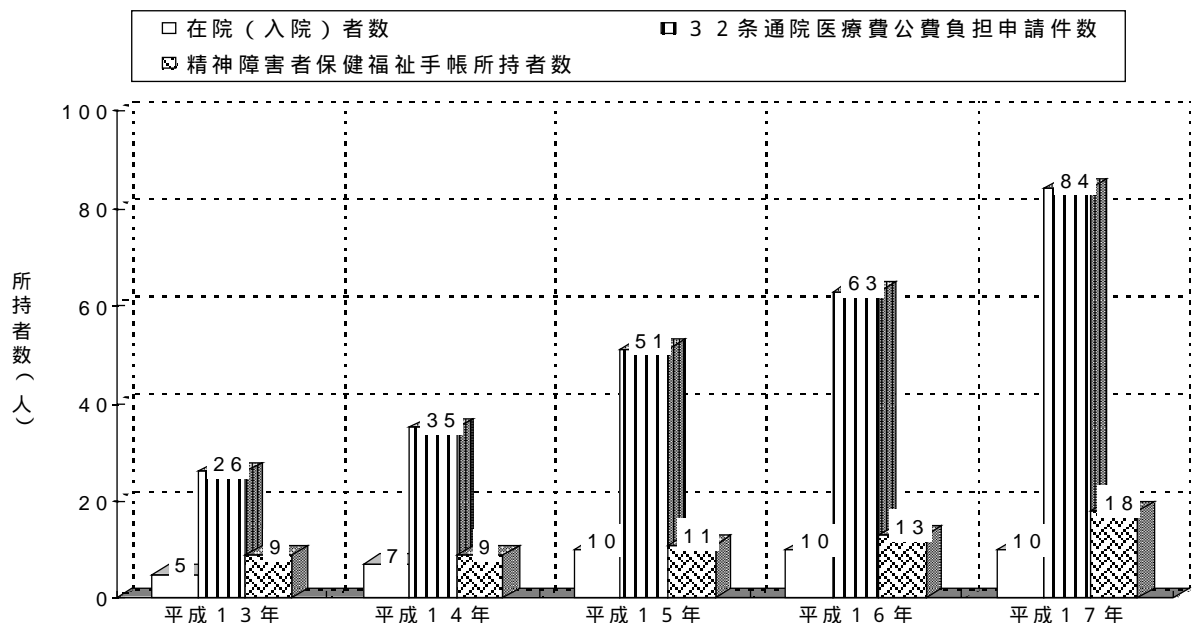
精神障がい者数

(各年1月1日現在 手帳所持者数の平成14、15年は4月1日現在)

| | 平成13年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 精神障がい者数() | 53 | 74 | 81 | 94 | 111 |
| 在院(入院)者数 | 5 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| 32条通院医療費公費負担申請件数 | 26 | 35 | 51 | 63 | 84 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 9 | 9 | 11 | 13 | 18 |

精神障がい者数とは、精神の疾患による措置入院、医療保護入院、32条通院、その他の入院又は通院、保健所に援助記録がある人の合計です。

精神障がい者の推移



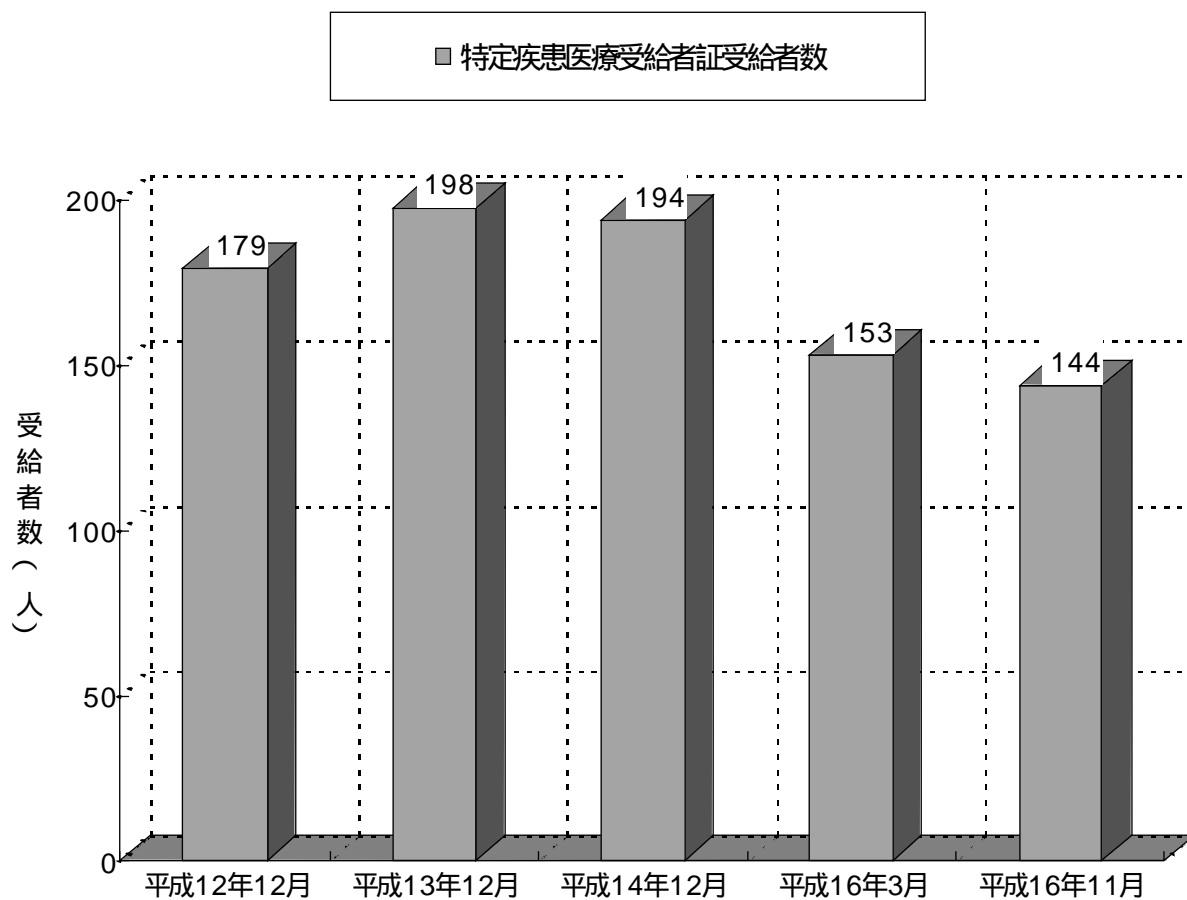
(5) 特定疾患

特定疾患のある人は、平成12年12月の179人から平成14年12月には194人と増加傾向にありましたが、平成15年10月に特定疾患の診断基準が見直しされ、特定疾患の対象外となった人が多数おり、平成16年3月では153人、平成16年11月では144人と減少しています。

特定疾患医療受給者証受給者数

| | 平成12年 12月 | 平成13年 12月 | 平成14年 12月 | 平成16年 3月 | 平成16年 11月 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|
| 特定疾患医療受給者証受給者数 | 179 | 198 | 194 | 153 | 144 |

特定疾患のある人の推移



各 論

第 1 章 地域生活の支援体制の充実

第 1 節 生活支援

(1) 生活支援体制の整備

相談・支援体制の構築

(現状と課題)

現在、障がい者の福祉に関する相談は、保健福祉総合センターあみか 2 1 (保健福祉課)、社会福祉協議会、障がい者関係団体などにおいて実施しています。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、児童委員、ケアマネジャーなどが身近な相談に応じているほか、心身障害者総合相談所や児童相談所が定期的に巡回相談を実施され、障がい者の専門的な相談を受けています。

しかし、各種制度やこれらの機関を知らないがゆえに、困難や不便を感じている障がい者やその家族が多くいる状況にあります。

アンケート調査の障がいや生活についての主な相談先についての問いでは、身体障がいでは「同居の家族、親戚」55.5%、「別居の家族、親戚」17.1%「友人、知人」16.4%、知的障がいでは、「同居の家族、親戚」35.3%、「施設の職員」29.4%、「医療関係者」23.5%、精神障がいでは、「同居の家族、親戚」60.9%、「別居の家族、親戚」17.4%、「友人・知人」「医療関係者」「保健師やケースワーカー」がそれぞれ13.0%、特定疾患では、「同居の家族、親戚」57.7%、「友人、知人」28.2%、「医療関係者」25.6%となっており、主に家族や親戚、友人、知人などに相談をしている人が大半を占めています。

また、相談時の不満として「相談してもわからないことが多かった」「落ち着いて相談できる雰囲気ではなかった」などの意見もあり、平成 14 年 10 月から障がい者の福祉に関する相談の多様化への対応と関係機関との連携を強化するため、保健福祉課内に障害福祉係を新設し、保健師を含む職員 2 名により相談窓口の質的向上を図ってきましたが、今後も保健福祉総合センターあみか 2 1 の利用の促進を図る必要があります。

障がい者福祉制度の改革に適切な対応を図るため、関係機関とのネットワークの一層の強化などに取り組む必要があります。

(主要施策)

- 1 相談窓口の PR に努め、町民への周知を図ります。
- 2 相談窓口及び各種相談員の資質向上を図ります。
- 3 障がい者の広域的な電話相談の常設コーナーの利用の促進を図ります。
- 4 身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、サービス事業所のケアマネジャーとの連携を図り、適切な情報の収集及び町民への周知に努めます。
- 5 社会福祉協議会との連携を図り、各種障がい者福祉関係者が参加できる研修の実施を進めます。

- 6 障がい者や家族が気軽に相談できる環境整備に努め、在宅介護支援センターと連携し、有機的な相談支援体制を促進します。
- 7 各障がい者関係団体のケアマネジメント会議への参加及び相互の連携について検討します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 合同研修 | - | 年2回 |

(2) 権利擁護の推進

権利擁護施策の推進

(現状と課題)

高齢者や障がい者が自分の権利を十分表明することが困難な場合において、代理人が本人の意思に基づいて本人の財産保全・管理・身上監護に関する選択や決定ができるように、国は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及に努めています。

アンケート調査においても、障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な取り組みとして、権利擁護の充実を求める声が聞かれました。

平成12年度から北海道社会福祉協議会が道から委託された、地域福祉権利擁護事業が開始されています。当町には生活支援員が2名配置され、現在7人の利用者が登録され金銭管理などの支援を実施しています。しかし、制度自体が新しい制度であり、町内では浸透されている状況になく利用者が少ないことから、町としても社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら制度の周知を促進する必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の判断能力の低下の度合いにより、財産管理などの支援を行う「地域福祉権利擁護事業」の周知を図ります。
- 2 成年後見制度の周知を図ります。
- 3 障がい者やその家族からの人権や法的手続きに関する相談に、道が実施する弁護士など専門家に対応する「障害者110番」事業の普及に努めます。
- 4 障がい者に提供される在宅・施設福祉サービス提供事業者による自己評価の取組を推進します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 生活支援員 | 2人 | 3人 |
| 利用者 | 7人 | 13人 |

人権教育・啓発

(現状と課題)

アンケート調査で、差別や偏見を受けたり感じたりしたことがあるかどうか自由記入で答えてもらう問いに対して、言いたくないと強く拒否した人、職場内や学校内でいじめにあった、常にコンプレックスを感じる、生命保険の加入や融資制度で差別を感じるなど、22の回答があり、障がい者に対しての正しい理解の普及が必要です。

また、障がい者への理解促進に必要な取り組みについての問いでは、各障がい別で一番多かったのは、身体障がいでは、「地域住民との交流など、地域に開かれた福祉施設、イベントを充実させる」16.4%、知的障がいでは、「障がいのある人、障がい者団体の活動をPRする」47.1%、精神障がいでは「スポーツ、文化活動などを通じて、障がいのない人とのふれあいの機会を増やす」17.4%、特定疾患では「地域住民との交流など、地域に開かれた福祉施設、イベントを充実させる」、「子どもに対する福祉教育を充実させる」がそれぞれ25.6%と回答しており、障がいのある人とない人の交流の促進が望まれています。

(主要施策)

- 1 すこやか健康福祉運動会や障害者(児)ふれあいフェスティバルの継続を図り、ノーマライゼーション理念の普及を促進する。
- 2 学校教育において、ともに生きる力を育む人権(福祉)教育の推進を図ります。
- 3 障がい者の自己決定の尊重や、障がい者問題についての正しい理解の普及など、人権尊重の立場に立った町民意識の向上に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| ふれあいフェスティバル | 1回 | 1回 |

(3) 在宅サービス等の充実

在宅サービスの充実

1 ホームヘルプ(居宅介護)サービスの推進

(現状と課題)

在宅生活を望む障がい者が増加する中、家庭や地域住民とのふれあいや支え合いを大切にしながら、できる限り家庭や身近な地域で質の高い福祉サービスが利用できるよう介護者への支援を含む在宅福祉サービスの充実を図る必要があります。

平成15年度から支援費制度が始まり、当町においても身体障がい、知的障がい、障がい児のいる家庭に対して、ホームヘルパーを派遣して入浴などの身体介護、調理や掃除などの家事援助などを行うホームヘルプサービス事業を行っています。

しかし、まだ利用者数は少なく、利用の促進が必要なため、ホームヘルプサービス事業の一層の周知徹底を図るとともに、在宅の障がい者やその家族を多面的に支援するために、それぞれの障がいの特性や多様なニーズに応じた適切できめ細かなサービスの提供体制の充実を図ります。

(主要施策)

- 1 障がい者の多様なニーズに対応できるよう、ホームヘルパーの養成や資質の向上に努めるとともに、サービスについての周知に努め、利用の促進を図ります。
- 2 休日など、障がい者の利用ニーズに応じて、柔軟に対応できる体制づくりを進めるとともに、総合的なサービス提供体制の確立を目指します。
- 3 重度の視覚障がいや脳性マヒ、知的障がいなど移動が困難な障がいのある人の社会参加や外出の機会を促進するため、ガイドヘルパーの周知及び資質の向上を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------------|-------------|-------------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 身体障がい者ホームヘルプ事業 | (実利用者数) 14人 | (実利用者数) 20人 |
| 知的障がい者ホームヘルプ事業 | (実利用者数) 1人 | (実利用者数) 5人 |
| 児童ホームヘルプ事業 | (実利用者数) 1人 | (実利用者数) 5人 |
| 精神障がい者ホームヘルプ事業 | (実利用者数) 3人 | (実利用者数) 5人 |
| 難病患者ホームヘルプ事業 | (実利用者数) 0人 | (実利用者数) 5人 |

2 デイサービスの推進

(現状と課題)

平成15年度から在宅の障がい者を対象したデイサービス事業が実施されていますが、当町の利用できる事業所として身体障がい者デイサービス、児童デイサービスは町内で利用可能ですが、知的障がい者デイサービスを利用できる指定事業所はなく、現在は、町外施設を利用している状況です。

アンケート調査では、デイサービスを利用したことがあるという人は、身体障がい者16.4%、知的障がい者5.9%となっています。また、利用したことがないという人は、身体障がい者74.7%、知的障がい者88.2%となっており、その理由としては必要がないからという人が身体障がい者61.5%、知的障がい者46.7%となっています。

今後利用したい在宅福祉サービスについての問いに対して、身体・知的障がい者4.9%が「デイサービスを利用したい」と回答しています。

また、障がい者の生活状況を見てみると、「自宅で特に何もしていない」と回答した人が身体障がい者56.2%、知的障がい者23.5%、精神障がい者34.8%、特定疾患者46.2%を占めており、閉じこもり傾向のある生活様式がうかがわれます。

デイサービスは、障がい者の日中の活動の場として、通所により、創作的活動や機能訓練、一般生活などのサービスを提供することにより在宅生活を支えることを目的としています。

以上のことは、障がい者の社会参加を促すためにも、検討を重ねていく必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の外出機会を援助するため、デイサービス事業の相互利用など柔軟な運用について検討します。
- 2 障がいの種類に応じたデイサービス事業について検討します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------------|-------------|-------------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 身体障がい者デイサービス事業 | (実利用者数) 2人 | (実利用者数) 21人 |
| 知的障がい者デイサービス事業 | (実利用者数) 2人 | (実利用者数) 3人 |
| 児童デイサービス事業 | (実利用者数) 22人 | (実利用者数) 31人 |

3 ショートステイ（短期入所）の推進

（現状と課題）

アンケート調査では、身体障がい2.7%、知的障がい23.5%の人がショートステイを利用したことがあると回答しています。利用したことがないという回答は身体障がい74.7%、知的障がいで88.2%あり、その理由としては「必要がない」が身体障がい60.5%、知的障がい58.3%、「サービスの対象にならないため利用したことがない」が身体障がい11.6%、知的障がい25.0%となっています。

当町では、平成15年度から特別養護老人ホーム「心和園」で身体障がい者短期入所事業所が開設されていますが、緊急時の利用が困難でもあります。

また、知的障がい者短期入所、児童短期入所、精神障がい者短期入所は当町に事業所がなく、町外の指定事業所を利用しなければならない状況となっており、広域的利用を含めて弾力のある利用について検討する必要があります。

（主要施策）

- 1 障がい者を介護する家族の負担を軽減するため、ショートステイサービスの量的・質的充実に努めます。
- 2 障がい児及び知的障がい者、精神障がい者については、広域的利用を含めて弾力ある利用を検討します。

（主要事業）

| 事業名 | 内容 | |
|--------------|------------|------------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 身体障がい者短期入所事業 | （実利用者数） 0人 | （実利用者数） 2人 |
| 知的障がい者短期入所事業 | （実利用者数） 2人 | （実利用者数） 2人 |
| 児童短期入所事業 | （実利用者数） 1人 | （実利用者数） 2人 |
| 精神障がい者短期入所事業 | （実利用者数） 0人 | （実利用者数） 2人 |

4 障がい児への支援の充実

(現状と課題)

地域で生活する障がい児の療育の場として、厚岸町・浜中町を圏域とした厚岸町母子通園センターが厚岸町保健福祉総合センター内に設置され、通園による日常生活や運動機能の訓練の実施、障がいの特性を踏まえた療育を提供しています。

このほか、児童相談所などでの相談や地域療育センターの指導や短期入所などにより、障がい児とその家族への支援を行なっています。これらの在宅施策と施設施策を総合的に推進し、障がい児ができるだけ身近な環境で適切な療育を受けられる体制の充実が必要です。

近年は、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症の児童が早期発見されるようになり、早期療育のための総合的支援体制が必要となってきました。

(主要施策)

- 1 母子通園センターを中心にした、保健・医療及び保育所・学校・専門指導機関などとの連携を密にし、障がい児の総合的な支援体制の充実を図ります。
- 2 関係職種の質的向上のため、研修の充実を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|---------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 療育関係学習会 | 1回 | 1回 |
| 児童巡回相談 | 3回 | 3回 |
| 施設指導事業 | 6回 | 6回 |

5 難病患者支援の充実

(現状と課題)

特定疾患(難病)は、原因が不明、治療方法が未確立で後遺症を残す場合が多く、経過が慢性にわたり、また患者の日常生活においても経済的、精神的に困難を抱える場合が多くあります。

このため、関係機関との連携を深め、医療費の公費負担、地域における保健・医療・福祉の充実・連携を図り、さらにその身体状況を勘案して必要に応じた福祉サービスの提供を図る必要があります。

当町の特定疾患医療受給者証受給者数は、平成16年6月現在で155人おり、橋本病(25.8%)が最も多く、次に難治性肝炎(23.9%)、パーキンソン病関連疾患(9.7%)となっています。

(主要施策)

- 1 難病団体と連携し、相談体制の充実に努めます。
- 2 身体状況を勘案して、難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、難病患者等短期入所、日常生活用具給付)を広域的利用も視野にいて検討します。
- 3 難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者の増加を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|---------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者 | (実人数) 2人 | (実人数) 3人 |

6 精神障がい者の支援の充実

(現状と課題)

精神障がい者への支援として、平成11年「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、在宅の精神障がい者の相談・助言などを行う精神障がい者地域生活支援センターを社会復帰施設として法定化し、ホームヘルプサービス、短期入所、グループホームの在宅福祉サービスが利用できるようになりました。

当町では、平成12年4月から社会福祉協議会において精神障がい者居宅介護事業が開始され、現在3人の利用者がいます。

アンケート調査では、「今後利用したい在宅福祉サービス」の問いに、「特にない」が56.5%となっていますが、次に家事援助・デイサービス・ショートステイがそれぞれ8.7%となっており、精神障がい者や家族のニーズに対応したサービス提供体制の充実を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 精神障がい者の地域生活を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイの充実、グループホームなどの生活の場の確保などに努めます。
- 2 保健所や地域生活支援センター・ハート釧路などの関係機関との連携の強化に努め、精神障がい者の支援体制の充実を図ります。
- 3 休日・夜間などにおける緊急な精神科医療を必要とする支援ネットワークを構築します。
- 4 こころの健康の保持増進を図るため、保健所、地域生活支援センター・ハート釧路の協力のもと「こころの健康相談」を実施します。
- 5 こころの病気に対する正しい理解の普及・啓発を図るために、健康教育を実施します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|--------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| こころの健康相談 (巡回相談) | 1回 | 1回 |
| こころの健康づくり講演会 | 1回 | 1回 |

7 家族に対する支援の充実

(現状と課題)

当町では、重度の障がい者(児)を在宅で介護する家族を支援するため、ホームヘルプサービスやショートステイの利用、介護教室の開催、家族介護者の交流などを実施しています。

また、町民有志が、あっけしサポートネット「のびのび」を組織して、レスパイト事業を年5回開催しています。

今後も、障がい者(児)を介護する家族などに対する支援の充実に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 在宅で障がい者(児)と共に暮らす両親や兄弟姉妹、配偶者などの家族に対する支援の充実に努めます。
- 2 介護者の休養のために、短期入所の利用者の拡大を図ります。
- 3 障がい者(児)の家族同士の交流機会の充実に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 家族交流会 | 0回 | 4回 |

8 新たなサービス提供の促進

ボランティアやNPOなど多様な事業者からの多様なサービスに関する情報の収集・提供に努めます。

生活の場の確保

(現状と課題)

障がい者が住み慣れた地域での生活を続けたり、施設などから在宅生活に円滑に移行するためには、それぞれの障がいの特性に応じた生活支援機能を備えた住まいを確保する必要があります。

アンケート調査での現在の生活状況という問いに対して、「一人暮らし」が身体障がい11.0%、知的障がい5.9%、精神障がい17.4%、特定疾患7.7%となっており、全体で10.2%となっています。

現在、当町には、認知症高齢者のグループホームがありますが、地域生活への移行を望む障がい者への支援として、知的障がい者グループホームや病院からの退院が見込まれる精神障がい者の精神障がい者グループホームなどの整備が必要となっています。また、アンケート調査でもグループホームの充実を望む声があり、社会福祉法人やNPO法人などと連携して、遊休施設、民間住宅を利用したグループホームや共同住居などの整備について検討を進める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者が住み慣れた地域での生活を続けたり、施設などから在宅生活に移行できるよう、障がいの特性に応じ、生活支援機能を備えたグループホームなどの住まいの整備について検討を進めます。
- 2 障がい者が賃貸住宅など生活の場を円滑に確保できるよう、入居受入れやバリアフリー化の必要性についての理解の促進に努めます。

外出や移動の支援

(現状と課題)

障がい者の外出を支援するため、当町では、重度の障がい者などに対するタクシー料金の助成事業や町有施設の使用料などの減免制度、外出支援サービス、視覚障がい者などへのガイドヘルプサービスなどを実施しています。

アンケート調査では、日常生活を行ううえで介助が必要となるものはどれかという問いに対して、外出することに対して全面又は一部介助が必要だと回答している人が、身体・知的障がいでは32.5%、特定疾患では16.7%となっています。

また、今後利用したい在宅サービスについての問いでは、「外出時の付き添い」が身体・知的障がいでは、5.5%、特定疾患では3.8%となっており、家族の介助で外出しているという状況がうかがわれます。

しかし、障がいの種別によっては利用できない制度もあり、障がい者が主体的に社会参加できるよう、支援していく必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の自立した生活を支援するための自動車改造費助成事業などの各種助成制度の周知を図ります。
- 2 視覚障がい者や重度の知的障がい者の社会参加を促進するため、居宅介護支援のガイドヘルプサービスの利用促進を図ります。
- 3 障がい者の社会参加を促すため、町有施設の使用料などの減免制度を知的障がい、精神障がいにも拡充します。
- 4 介護保険適用外の居宅介護支援を要する障がい者の通院などのための乗車又は降車の介助ができる指定事業者の確保と利用の促進を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------------------------|------------|------------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 身体障がい者ホームヘルプ事業 (ガイドヘルプ) | (実利用者数) 1人 | (実利用者数) 7人 |
| 知的障がい者ホームヘルプ事業 (ガイドヘルプ) | (実利用者数) 1人 | (実利用者数) 5人 |
| 児童ホームヘルプ事業 (ガイドヘルプ) | (実利用者数) 0人 | (実利用者数) 5人 |
| 町有施設使用料等減免制度 | 7カ所 | 全町有施設 |

福祉用具の普及促進、利用支援

(現状と課題)

障がい者の日常生活の円滑化や介護者の負担を軽減などを図るために、補装具や日常生活用具の給付を行っています。

補装具の給付は、身体障がい者（児）の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた部位や障がいのある部分を補うため、義肢、装具、車いす、補聴器などの補装具の交付又は修理を行うものです。

また、日常生活用具の給付は、自力で日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者（児）の日常生活の便宜を図るため、浴槽、ベッド、点字タイプライターなどの給付又は貸与を行うものです。

アンケート調査では、補装具・日常生活用具の給付について、「利用したことがある」と答えた人は身体障がい28.1%、知的障がい5.9%となっています。

平成12年4月から介護保険法が施行され、福祉用具が給付されており、日常生活用具の給付は減少傾向にあります。

障がい者施策としては、障がい特性を考慮した福祉用具を給付、貸与してQOLの向上を図るため、福祉用具に関する情報提供や普及促進に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者や介護者の負担を軽減するうえで、重要な役割を果たす福祉用具の利用の促進を図るため、多種多様な品目や給付制度の活用などに関する情報提供や適切な助言を行う相談体制の充実に努めます。
- 2 障がい者の利便に配慮した日常生活用具の常設展示をはじめ、種々の情報の提供を行なうとともに制度の適正な実施に努めます。
- 3 個々の障がい特性に対応した、在宅福祉機器貸与事業の充実に努めます。

平成16年度の日常生活用具給付等事業の実績

| 給付品目 | 給付件数 |
|-----------|------------------|
| 点字タイプライター | 1 |
| 入浴担架 | 1 |
| 入浴補助用具 | 3 (内児童に対して1件) |
| 歩行支援用具 | 1 |
| 透析液加温器 | 1 |

(4) 施設サービス等の充実

地域生活を支援する施設サービスの充実

(現状と課題)

現在、当町において施設訓練等支援費の支給決定をしている人は、身体障がい者入所施設6人、知的障がい者入所施設20人、知的障がい者通所施設1人、知的障がい者通所観察2人で合計29人が道内の施設を利用しています。

アンケート調査で、「地域に必要な保健・福祉施設」という問いに対し、身体障がいでは「必要なときに短期に入所出来る施設(ショートステイ)」と「長期に入所できる施設」がともに25.6%となり、知的障がいでは「障がい者が働ける作業所(共同作業所)」が52.9%、精神障がいでは「障がい者が働ける作業所(共同作業所)」「長期に入所できる施設」がともに21.7%、特定疾患では「通所により、職業訓練やリハビリテーションが受けられる施設」が21.9%、「必要なときに短期的に入所できる施設(ショートステイ)」が19.9%となっています。

国の障害者基本計画では、従来の「障がいのある人は施設」という認識を改め、障がい者本人の意思を尊重し、施設から地域生活への移行を推進する方向が示されました。これを受けて、施設では地域生活を支える拠点として、支援費制度の中で専門機能を地域に解放する「地域化」を進めてきています。

当町には障がい者の入所施設がなく、遠く離れた施設で暮らしており、家族の面会や帰省も年に1、2回という人も少なくないという状況にあります。

家族の介護負担を軽減するため、障がい種別に関係なく相互利用できるショートステイ(短期入所)について検討する必要があります。

(主要施策)

- 1 精神障がい者の社会参加を支援し、介護者の負担軽減を図るために、事業制度を活用した中で軽作業が行える小規模作業所(身体・知的障がい者を含む)の運営を支援します。
- 2 厚岸町保健福祉総合センターあみか21を拠点にして、保健福祉の相談窓口、地域福祉の支援機能を加え、隣接の町立厚岸病院と連携して保健・医療・福祉の一体的推進を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|------------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 施設利用者のデイサービス・ショートステイ利用 | 2件 | 拡大を図る |

サービスの質の向上

(現状と課題)

施設に入所している人の生活の質の向上を図るため、施設では個室化や説明責任などサービスの向上に日々努力されています。

定期的に施設から施設便りが送付され、入所者の生活がわかるようになっていますが、残念ながら入所している施設全てからではありません。

支援費制度は、利用者と施設との契約により利用する制度です。施設を評価するためにも、利用者、家族からの苦情、満足を把握する必要があります。

(主要施策)

- 1 施設利用者一人ひとりのニーズや重度、重複、高齢など利用者の障がい特性に応じた施設サービスの提供の充実に努め、施設における苦情処理体制及び評価制度の整備に努めます。
- 2 施設サービスの選択に当たり、障がい者が身近なところで情報を得られるよう、施設に関する情報の提供に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 家族懇談会 | 0回 | 1回 |

(5) 専門職種の確保

福祉関係職種の確保

(現状と課題)

障がいの重度・重複化や、高齢化などの進行による障がいのある高齢者の増加に対応し、障がい者の生活を支援する福祉サービスの提供には、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ホームヘルパーなど様々な職種の職員が必要となることから人材の育成・確保が必要です。

当町では、厚岸町社会福祉協議会が2級ヘルパー養成講座を開催しており、医師を始め専門職種、施設などが協力して毎年多くのヘルパーが養成されています。

今後も、専門職種の確保に努めていく必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者が様々なサービスを選択し、快適な生活と社会参加ができるようにコーディネートするケアマネジャーの育成のため、ケアマネジメント研修の受講に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| ケアマネジメント研修 受講者 | 2人 | 5人 |

保健・医療関係職種の確保

(現状と課題)

医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士など保健・医療関係者との協力、連携体制がなければ障がい者の在宅生活を支えることは困難です。

当町では、障がい児に対して、早期療育システムが確立され、母子通園センターに第2次療育圏の白糠地域療育センター、第3次療育圏の旭川肢体不自由児療育センターの支援を受け療育事業が推進されてきています。

今後も、広域的利用で専門職種の確保と町内の保健・医療などの協力、連携を取りながら地域福祉の向上を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など保健・医療に従事する広範な専門職種の確保に努めます。
- 2 保健・医療従事者の研修を行い、資質の向上を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|------------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 心身障害者総合相談所 専門技術支援事業 | 0回 | 1回 |
| 言語聴覚士 | 0人 | 1人 |

(6) 生活安定施策の推進

(現状と課題)

障がい者が安心して安定した生活を送るためには、生活の基盤となる収入の確保が重要なこととしてあげられます。

アンケート調査では、障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な取り組みという問いに対し、「障がい者への経済的支援の充実」と回答している人が身体障がい29.5%、知的障がい23.5%、精神障がい30.4%、特定疾患44.9%と上位を占めています。特に特定疾患では、平成15年の特定疾患制度改正で医療費の個人負担が見直され、半数近くの人が経済的支援の充実が必要だと答えています。

当町では、重度の障害がい者などに対するタクシー料金の助成や冬期間の経済的負担を軽減するために福祉灯油費用の助成、精神障がい者が社会復帰施設に通所する際の交通費の助成、特定疾患の人が通院する際の交通費の助成などを行っています。

障がい者が地域の中で自立して生活を営むために、今後も経済的支援が必要な人に対して、各種助成制度、手当などによる支援の継続が必要です。

(主要施策)

- 1 「障がい者の手引き」を作成して各種手当、助成制度についての周知を図り、各種手帳交付申請を促します。
- 2 障がい者の所得を保障するための各種年金などの充実について国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 身体障害者手帳所持者 | 598人 | 633人 |
| 療育手帳所持者 | 76人 | 96人 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 18人 | 25人 |

第 2 節 保健・医療

(1) 疾病等の予防・治療

少子・高齢社会において、健康寿命を伸ばし、心身ともにすこやかで生き生きと暮らすためには、早い時期から健康的な生活習慣を身に付け、生涯を通じて継続することが大切です。

当町では、平成 14 年度から 8 カ年計画で、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸 21」を策定し、厚岸町保健福祉総合センターあみか 21 を中心として健康づくりを推進しています。

ライフステージの全段階を通じた障がいの原因となる疾病の予防や早期発見・早期治療は障がいを予防し重症化を防ぐため、各種健康診査・食生活習慣改善、保健指導・町民自らが実践する健康づくりを実施しています。

周産期医療の充実

(現状と課題)

釧路管内には、妊娠・出産から新生児期に至るまでの専門的な医療の提供を行う医療機関として、総合周産期母子医療センター（釧路赤十字病院）、地域周産期母子医療センター（市立釧路総合病院）があり、医療機関から養育支援が必要な家庭の情報提供を受け、家庭訪問などの支援を行っています。

より健康管理が必要な低体重児の家庭での育児支援については、医療機関と連携していく必要があります。

(主要施策)

- 1 妊娠、出産、産褥期においてハイリスクの妊産婦に対し、早期から支援をします。
- 2 低出生体重児や要医療の出生児に対し、医療機関、保健所と連携して子育てを支援します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|--------|------------|------------|
| | 平成 16 年度実績 | 平成 21 年度目標 |
| 低体重児訪問 | (実人数) 8 人 | 対象児全員 |

母子保健活動の推進

(現状と課題)

平成16年に当町で受理した出生数は98人、出生率8.0%と年々減少しており、少子化が進行しています。

親子が健やかに育つためには、少子・核家族化など生活状況が変化中、育児不安、児童虐待の防止、思春期保健の新たな取り組みなどを行い、親と子どものこころの問題についての的確に対応していくことが大切です。

また、障がいの原因となる疾病などを予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談事業や1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査の充実を図り、発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見し、保健・医療・福祉の有機的な連携のもとに親子の支援を図る必要があります。

食生活の基本は、乳幼児期における食習慣が重要であり、正しい食習慣を身に付けるために、あらゆる機会を活用して親や祖父母に啓蒙していく必要があります。

子どものこころの健康づくりとして、学校や関係機関と協力して、性教育、たばこなどの健康教育を実施していますが、より一層推進する必要があります。

(主要施策)

- 1 食生活の基本は、乳幼児期における食習慣が重要であり、その認識を啓蒙するために、母と子の食生活実践教育の充実を図ります。
- 2 母子の健康管理の充実や健やかな健康ライフの形成を図るために、保健や育児に関する個別指導の充実を図ります。
- 3 母子相談、乳幼児健康診査の充実と、検診結果に応じて、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見し、療育につなげていく支援体制の強化を保健・医療・福祉の有機的な連携のもとに推進します。
- 4 障がい児と保護者に対する歯の健康づくりを推進します。
- 5 学校や関係機関と協力し、子どもの健康問題(性教育、喫煙、飲酒、薬物乱用など)に対する健康教育を進めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 障がい児の虫歯予防教室 | 1回 | 1回 |
| 思春期ふれあい体験学習 | 1回 | 1回 |

中高年期の予防対策の充実

(現状と課題)

平成16年中に身体障害者手帳を新規交付された人の中で、生活習慣病が原因であると考えられる人は、脳血管疾患後遺症20人、心臓疾患12人、結腸・直腸障がい5人となっています。特に、結腸・直腸障がいの人数は平成12年と比較すると平成16年には1.6倍と増加しています。また、糖尿病の進行がじん臓機能障がい、視覚障がいなど重篤な障がいを併発し、生活の質を低下させていくことも見受けられます。

健康長寿の更なる延伸、生活の質の向上を実現するため、健康維持に悪影響を及ぼすストレスや生活習慣に自ら気づき、解消、改善の行動を起こす健康づくりを個人、地域、職場で進めていく必要があります。

(主要施策)

- 1 高血圧、糖尿病、脳血管疾患などを予防するために、生活習慣病、健康増進などをテーマにした健康教育活動の充実を図ります。
- 2 各種健康診査、健康相談、健康教育、家庭訪問を複合的に組み合わせ、町民の利用しやすい保健活動の充実を図ります。
- 3 生涯を通じた健康づくりのために、「みんなすこやか厚岸21」に基づき、栄養や食生活、運動、休養などの生活習慣病の予防や健康づくりについて推進します。
- 4 成人・高齢者の各世代に応じた相談、検診などの充実と、検診結果に応じた支援体制の強化を保健・医療・福祉の有機的な連携のもとに推進します。
- 5 生活習慣病検診受診率と精密検診受診率の向上を図り、疾病の早期発見に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-----------|----------|----------|
| | 平成15年度実績 | 平成21年度目標 |
| 基本健康診査 | 30.9% | 41.0%以上 |
| 大腸がん検診受診率 | 27.2% | 32.4%以上 |

(2) 適切な保健・医療の提供

保健活動の基盤整備

(現状と課題)

平成12年5月に設置された厚岸町保健福祉総合センターあみか21を拠点にして、保健センター、基幹型在宅介護支援センター、訪問看護ステーションの機能と保健福祉の相談窓口、母子通園センター、地域福祉の支援機能を加え、隣接の町立厚岸病院と連携して保健・医療・福祉の一体的推進を図っています。

今後も、この機能の充実を図るため、機能回復訓練事業や職員の資質向上のための研修などを行っていく必要があります。

(主要施策)

- 1 健康づくりの拠点として、厚岸町保健福祉総合センターの機能充実を図ります。
- 2 障がい者の機能を低下させないための機能回復訓練事業について推進します。
- 3 障がいの特性に合わせた適切な対応ができるよう、研修などを行い職員の資質の向上を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------|----------|----------|
| | 平成15年度実績 | 平成21年度目標 |
| 機能回復訓練事業 | 24回 | 48回 |

精神障がい者施策の充実

(現状と課題)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で、平成14年度から精神障がい者福祉に関する事務の一部が市町村に移管され、精神障害者保健福祉手帳の受理、通院医療費公費負担の受付窓口が市町村になり、身近に精神障がい者又は家族からの相談を受ける機会が多くなっています。

自殺の原因は多岐にわたり、多くの要因が絡み合っていると考えられていますが、うつ病が自殺の原因の最大の要因とされています。うつ病は誰でもかかる可能性があり、早期治療が必要です。

精神疾患については、こころのバリアフリーのためにも正しい知識の普及を図るとともに、障がい者やその家族に対して療養の支援をしていく必要があります。

(主要施策)

- 1 こころの障壁の除去(バリアフリー化)をめざす啓発活動を進めます。

- 2 地域住民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発に努めます。
- 3 保健所を中心にして医療機関などと連携して必要な相談や助言ができる体制の充実に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------|-----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| こころの相談件数 | (実件数) 15件 | 相談体制の充実 |

リハビリテーション医療体制の整備

(現状と課題)

脳卒中や事故で身体に障がいを受けた人(児)は、早期に適切な医療と医学的リハビリテーションを受けることが重要であり、障がいを軽減し、自立した生活を送るためにも大切です。

医療リハビリテーションから在宅生活に移行する、生活訓練が中心な機能回復訓練に継続的に支援できるリハビリ体制が構築できるよう、地域ケアの体制整備を推進する必要があります。

(主要施策)

- 1 医療機関でのリハビリテーション、保健事業やデイサービス事業での機能回復訓練、障がい者関係団体主催の機能回復訓練など、相互に効果的なりハビリ体制が構築できるよう地域ケアの体制整備を推進します。
- 2 視覚障がい者の社会生活を支援するための生活適応訓練などのあり方も含めて検討します。
- 3 生活リハビリ関係教室の回数増をはじめとする充実に図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| ケア会議 | 0回 | 必要に応じて実施 |

歯科保健医療体制の充実

(現状と課題)

障がい者(児)の口腔ケアは、QOLの向上や食事を摂取し十分な栄養を補給し、体力を維持するための大切な役割があります。

在宅歯科診療は、本人の要望で医療として実施していますが、通院できない障がい者(児)の利用を促進するため、町医歯会との連携が必要です。

(主要施策)

- 1 歯科診療を受けることが難しい障がい者(児)に対して、在宅での受診機会の確保を図るとともに、身近な地域において受診できるよう、町医歯会との連携を密にし、診療施設の情報提供などに努めます。
- 2 乳幼児期から高齢期までの一貫した歯科保健対策を促進します。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|---------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 在宅障がい者等 口腔ケア支援事業 | 1回 | 1回 |

医療給付等の充実

(現状と課題)

障がい者への医療費助成や医療給付制度として、重度心身障害者医療費助成や精神障害者医療費助成、精神障害者通院医療費公費負担制度、更生医療、育成医療、特定疾患医療給付制度などがあります。

障がい者がこれらの制度を利用しやすいよう、制度の周知を図る必要があります。

また、特定疾患は、現在は保健所所管事務であり、福祉サービスが十分に地域の患者に情報として伝達することが出来ない状況ですが、難病センターや障がい者関係団体などと協力して紹介、相談など特定疾患の人の生活支援を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者が安心して適切な医療サービスを受けられるよう、各種医療費助成事業についての周知を図ります。
- 2 身体の障がい除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療などの医療給付制度について周知し、利用の促進を図ります。

第2章 自立と社会参加の促進

第1節 教育・育成

(1) 障がい児療育の充実

保健・医療・福祉・教育の連携

(現状と課題)

障がい者の自立と社会参加を支援するためには、一人ひとりの障がいの種類、程度、能力、適性に合わせ、乳幼児期から継続的で幅広い支援をしていくことが必要です。

乳幼児の発育や発達の遅れを早期に発見し、発達の遅れや障がい児に対して必要な療育や教育、相談・指導などを行う支援体制の充実、また、保健・医療・福祉・教育などの関係機関の密接な連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を推進するなど、障がい児の発達の支援に努めています。

障がい児の発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらに学齢期への円滑な移行、学校教育など、年齢に応じて、地域で一貫して取り組む支援体制の一層の充実に努めます。

(主要施策)

- 1 発育や発達の遅れを可能な限り早期に発見するため、乳幼児健康診査の一層の充実に努めます。
また、健康診査の結果、経過観察を必要とする乳幼児に対する継続的な相談や訪問指導を行い、発達の遅れや障がいのある乳幼児に対しては、療育への円滑な移行を図ります。
- 2 児童相談所や保健所、医療機関、学校など、地域の療育関係機関の機能分担の明確化と連携の強化に努め、障がい児の発達を促す多様な療育の確保と推進体制の整備を促進します。
- 3 療育関係機関と幼稚園、保育所、学校との連携を密にし、乳幼児期から学齢期への円滑な移行を図ります。

地域療育体制の充実

(現状と課題)

早期療育における適切な支援は、障がい児のその後の保育、教育などの各段階における基礎を作るきわめて重要なものです。

当町では、療育に関係する施設として母子通園センターがあり、児童相談所、地域療育センターなどとの密接な連携のもと、心身に障がいのある子どもを対象に療育活動を行っています。また、真竜保育所と厚岸保育所でも障がい児保育を行っています。

これらの施設を中心にして、障がい児保育や療育の充実、保護者への支援体制の充実など、必要な支援を提供できる体制のより一層の充実を図る必要があります。

また、自閉症などの発達障がいのある子どもに対しては、専門的な療育、相談・指導などの充実に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい児の早期発見、早期療育体制を確立するため、障がい児療育の拠点である母子通園センターの充実を図ります。
- 2 乳幼児の障がいの状況や家庭の事情及び地域性などに応じた適切な進路の選択が可能となるように情報提供し、今後とも保育所での障がい児の受け入れを図ります。
- 3 心身に障がいのある子どもの健やかな成長を促すために、母子通園センターなどに専門スタッフを配置するなど、より適切な療育指導と障がい児保育の実施に努めます。
- 4 充実した障がい児保育活動を構築するために、保育環境の整備推進に努めます。
- 5 日常的な療育訓練を行う母子通園センター、専門性の高い療育ニーズに対応する地域療育センター及び全道域をカバーする中核的施設の連携により、地域療育を重層的に支えるネットワークの充実を図ります。
- 6 在宅で障がい児を養育している家庭を支援するため、療育に関する相談や指導などに努めます。
- 7 児童相談所などの専門支援機関との連携により、自閉症などの特有な発達障がいのある子ども、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)などのある子どもに対する療育や相談・指導などの支援の充実を図ります。
- 8 昼間保護者がいない児童に、健全な遊びの場を提供する児童館での障がい児の受け入れを促進します。

(2) 学校教育の充実

相談・支援体制の整備

(現状と課題)

障がいのある人もない人も共に協力しあい、豊かで明るい社会を築くためには、「共に学び、共に育つ」共学・共生の精神が重要です。

当町では、就学後の小・中学校での学習継続を図るために、平成16年度から厚岸町・浜中町合同就学指導委員会を設置し、心身に障がいのある子どもたちにどのような形の学習の場を提供すべきかについて検討し、機動的な対応を実施しています。

障がいのある子どもたち一人ひとりの実態と意向に適した教育の推進、相談・支援体制の整備充実に努めます。

(主要施策)

- 1 教育と保健・福祉の連携を密にし、三者合同での協議機関（就学指導委員会）の充実に努め、本人及び保護者の意向、障がいの状況を踏まえた適正な就学指導に努めます。

幼児・義務教育の充実

(現状と課題)

当町では、平成16年度は町内8カ所の小・中学校に特殊学級を設置し、障がいのある児童・生徒へ教育を行っています。

また、特殊教育に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じ、特殊学級への就学のために必要な援助を行っています。（特殊教育就学奨励費）

発達の遅れや障がいのある児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実、保健・医療・福祉の関係機関との密接な連携による教育相談の推進、多様な個性に配慮のできるよう教職員の指導力を向上させ指導内容や指導方法の充実など、発達の遅れや障がいのある児童・生徒への教育の充実に努めます。

(主要施策)

- 1 障がいのある児童・生徒の障がいの状況などに応じた教育内容の充実を図るため、教職員の指導力の向上を図ります。
- 2 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関などと連携して、教育相談を推進するとともに、小・中学校における特殊学級などの教育環境の整備充実に努めます。

特殊学級の状況
(平成16年5月現在)

障害別状況
(平成16年5月現在)

| 区分 | 設置校数 | 学級数 | 児童生徒 | 区分 | 言語障がい | 情緒障がい | 知的障がい | 肢体障がい | 病弱 | 合計 |
|-----|------|-----|------|-----|-------|-------|-------|-------|----|----|
| 小学校 | 6 | 11 | 16 | 小学校 | 2 | 2 | 9 | 2 | 1 | 16 |
| 中学校 | 2 | 5 | 6 | 中学校 | - | 2 | 3 | 1 | - | 6 |
| 合計 | 8 | 16 | 22 | 合計 | 2 | 4 | 12 | 3 | 1 | 22 |

交流教育等の充実

(現状と課題)

ノーマライゼーションの理念を身に付けるには、障がいのある子どもとない子どもが学習、遊びなどを一緒に行い、互いに理解しあうことが非常に大切だと考えます。

アンケート調査では、障がい者への理解促進に必要な取り組みとして、「子どもに対する福祉教育の充実」が身体・知的障がいで14.1%となっているほか、子どもの頃からの福祉に対する教育の充実が必要という声もありました。

学校における体験的な交流教育や福祉教育などを通じて、障がいのある子どもとない子どもが互いに理解しあい、子どもの頃からノーマライゼーションの理念を自然に身に付けられるような教育環境の充実や、障がいについての理解を深める教育の充実に努めます。

(主要施策)

- 1 障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が体験的な学習などを通して互いに理解を深める交流教育を実施するとともに、児童・生徒のボランティア活動の取り組みを推進し、高齢者や障がい者などとの遊びを通じたふれあいや交流などの教育活動の充実を図ります。
- 2 特殊学級の教育活動の公開などを通して、特殊教育に対する理解・啓発を推進します。

障がいの特性に配慮した教育の充実

(現状と課題)

現在、障がいの重度・重複化、多様化などに伴い、それぞれの障がいの特性に配慮した教育の充実が必要とされています。

障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関などの関係機関との密接な機能連携、それぞれの障がいの特性に配慮した施設設備の整備推進に努めるとともに、現在まで行ってきた学校施設のバリアフリー化による障がいのある児童・生徒の受け入れ体制についても更なる整備充実に努める必要があります。

また、これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などを含めて、障がいのある児童・生徒も地域の通常の学級で学習することを前提にしたうえでの適切な教育や指導の充実に努めます。

(主要施策)

- 1 障がいのある児童・生徒が学ぶ学校施設でのバリアフリー化を図ります。
- 2 新築などの施設整備については、障がい者(児)の意見を受けとめて障がい者(児)にやさしい施設づくりを目指します。
- 3 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関などとの密接な機能連携を図ります。
- 4 障がいの重度・重複化に応じた施設設備の整備推進を図ります。
- 5 学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症などの特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への適切な教育や指導などの支援の充実に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-----------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 学校玄関の段差解消 | 6カ所 | 7カ所 |

第2節 就労支援

(1) 雇用の促進

雇用の啓発・促進

(現状と課題)

障がい者が自立した生活を送り社会参加を促進するためには、障がい者自身が生きがいを持って生活できる状況をつくることが極めて重要なことだといえます。

職業的に自立した道を見出すということは、自身の生計の維持につながり、親が亡くなった後の生活に少なからず道を開くことにもつながるものと考えます。

しかし、現在の就労を希望する障がい者を取り巻く雇用環境は、釧路管内及び全道的に悪化が続き非常に厳しい状態となっています。

釧路公共職業安定所では毎年6月に企業から障がい者の雇用状況報告を求めています。平成16年6月1日現在、釧路管内において障がい者を一人以上雇用すべき事業所数は75カ所ですが、実際に雇用を達成している企業は39カ所、未達成企業は36カ所という内訳となっています。釧路管内での障がい者の実雇用者数は158人で雇用率は1.67%となっており、法定雇用率(1.8%)を下回っている現状となっています。

アンケート調査の結果を見ると、仕事をしていない理由(複数回答)は、「重い障がいのため」または「病気のため」と回答した人が、身体・知的障がい34.3%、精神障がい26.0%、特定疾患39.7%となっているほか、「雇用先が少ない」という意見もありました。

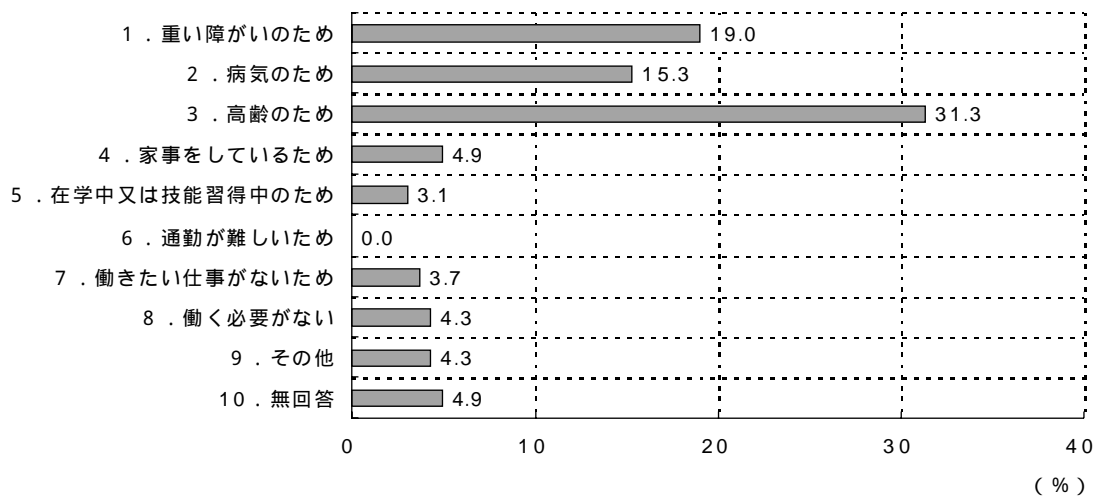
このような状況の中で、障がい者の多様な働き方を可能とするため、公共職業安定所などとの連携を強化し、就労に関する情報の収集・広報に努めるとともに、雇用主などへ啓発などを行いより一層の理解と協力が得られるよう働きかける必要があります。

また、全体としての雇用の場を拡大するためにも、地場産業の活性化や企業誘致の導入促進など産業の振興も図ることが重要です。

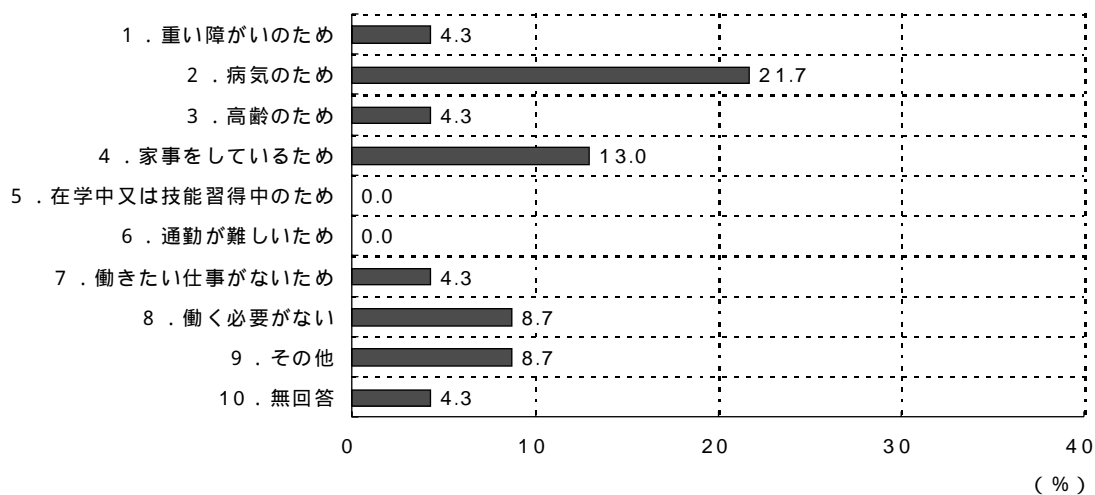
(主要施策)

- 1 障がい者の雇用を促進し、職場定着を図るためには、障がい者の就労に対する理解と協力が必要であり、公共職業安定所との連絡を密にし、障がい者の雇用に関する広報啓発活動に努めます。
- 2 公共職業安定所の協力のもと、企業・団体などへ障がい者の雇用について働きかけるとともに、企業・団体などへの斡旋にも努めます。
- 3 町職員の採用に当たっては、可能な限り障がい者の受験の環境を整え、職員の意識改革などを含め、障がい者の雇用にも努めます。

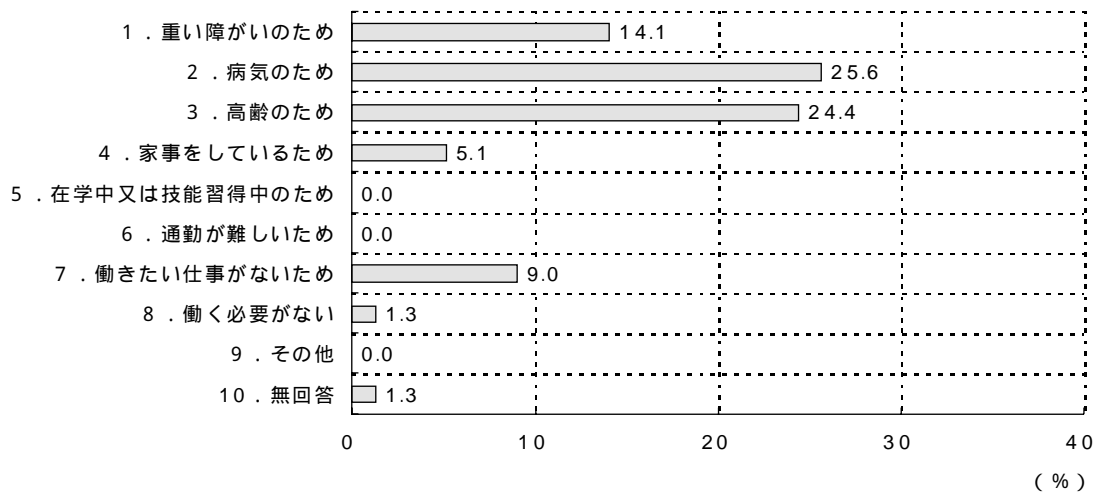
身体・知的障がい者が仕事をしていない理由



精神障がい者が仕事をしていない理由



特定疾患のある人が仕事をしていない理由



再就職の支援

(現状と課題)

障がい者の就労を通じた社会参加を促進し、安定した生活基盤づくりを図るためには、障がい者が個々の能力や障がいの程度に応じた就業の場を得て、持続して自立した生活を送ることが必要です。そのための職業能力開発施設としては、北海道障害者職業能力開発校、国立函館視力障害センターなどがあり、様々な障がいのある人たちが職業上必要な知識や技術を習得するために、これらの施設や職業訓練制度の利用を促しています。

アンケート調査において、今後の就労希望を聞いていますが、身体・知的障がい19.7%、精神障がい21.7%、特定疾患34.7%が「自営業を営みたい」、「自分の生活時間に合わせた働き方」、「自宅で仕事がしたい」と回答しています。

関係機関及び関係団体との連携体制の強化、職業訓練制度などの広報活動の推進などを図り、障がい者の適性に応じた職種についての知識、技能の習得による職業的自立を促進し、離職者の再就職の支援に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 各種職業能力開発施設で実施されている職業訓練制度や施設内容などについての周知を図り、再就職を支援します。

今後の就労希望

| | 身体・知的障がい | | 精神障がい | | 特定疾患 | |
|-----------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%) |
| 1. 自営業を営みたい | 13 | 8.0 | 2 | 8.7 | 6 | 7.7 |
| 2. 障害に対して援助してくれる人がある一般企業の職員 | 7 | 4.3 | 2 | 8.7 | 1 | 1.3 |
| 3. アルバイトなど自分の生活時間に合わせた働き方 | 4 | 2.5 | 2 | 8.7 | 8 | 10.3 |
| 4. 自宅で仕事がしたい | 15 | 9.2 | 1 | 4.3 | 13 | 16.7 |
| 5. 地域の作業所で働きたい | 7 | 4.3 | 2 | 8.7 | 1 | 1.3 |
| 6. 通所授産施設で働きたい | 4 | 2.5 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 7. 入所授産施設で働きたい | 4 | 2.5 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 8. その他 | 4 | 2.5 | 1 | 4.3 | 2 | 2.6 |
| 9. 働く予定はない | 67 | 41.1 | 7 | 30.4 | 14 | 17.9 |
| 10. 無回答 | 57 | 35.0 | 8 | 34.8 | 38 | 48.7 |

(2) 福祉的就労の場の確保

(現状と課題)

一般企業などへの就労が困難な障がい者にとって、職業的訓練を受けるために日々通う場所を得ることは、社会参加の促進や生きがいの確保などの面で非常に重要な意味を持つこととなります。

そのような障がい者のために、授産施設や福祉工場、地域共同作業所などといった通所や入所により自活のために必要な作業訓練を行う施設があります。当町においても、平成 16 年度から厚岸町共同作業所「福祉工房ポテトハウス」が設置され、平成 17 年 2 月現在、身体障がい者 1 人、知的障がい者 2 人、精神障がい者 4 人の計 7 人が通所してパンの製造や販売などを行っています。

今後は、利用者の社会参加の促進、介護者の負担軽減を図るため、共同作業所の運営の安定化に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の社会参加を支援し、介護者の負担軽減を図るために、事業制度を活用した中で軽作業が行える小規模共同作業所の運営の安定化を図ります。

(3) 起業への支援

(現状と課題)

障がい者が自ら事業を営む際には、技術の習得や資金など様々な問題があります。

アンケート調査において今後の就労希望という質問(複数回答)をしています。その結果を見ると、「自営業を営みたい」という人の割合が身体・知的障がい 8.0%、精神障がい 8.7%、特定疾患者 7.7%となっています。

起業を目指す障がい者のために、技術習得や必要な資金の貸付制度などの周知に努め、支援を促進する必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者が自ら事業を営むときの技術習得、開業などに必要な資金の準備や、事業の安定した継続を支援する生活福祉資金貸付制度の周知に努めます。

第3節 社会参加

(1) 社会参加の促進

社会参加促進対策の推進

(現状と課題)

障がい者が地域社会の一員として、様々な活動に積極的に参加し、生活の質や自己実現を図る機会の充実が求められています。

アンケート調査で、社会参加するうえで障がいとなることを聞いたところ、身体・知的障がいでは「身体的なこと」が30.1%、精神障がいでは「情報がないこと」が21.7%、特定疾患では「身体的なこと」が30.8%でそれぞれ最も多くなっており、様々な活動に参加する際の身体的な障がいによるバリアを取り除くことや、社会参加に関する情報の提供に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体などと協力しながら各種事業を実施します。
- 2 地域で行われる様々な行事や住民活動について、地域社会の一員である障がい者が参加しやすいよう、情報の周知に努めます。

社会参加のための生活訓練の実施

(現状と課題)

障がい者が社会参加するためには、社会適応訓練が必要となる場合があります。身体障がい者や知的障がい者に対するデイサービス事業や精神障がい者に対する保健所における社会復帰学級などの社会適応訓練を支援し、障がい者の社会参加の促進を図ることが重要です。

また、視覚障がいや聴覚障がいがあり、日常生活においての情報収集が困難な人などに対して、健康に関することや文化活動、防災対策など普段の日常生活に必要な知識を習得するために、必要な情報の提供を行うなどの支援に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 身体・知的障がい者デイサービスや保健所における精神障がい者の社会復帰学級などを支援し、障がい者の社会適応訓練の充実努めます。
- 2 健康、文化、防災など社会生活に必要な知識習得のための情報提供を行い、視覚障がい者や聴覚障がい者などへの支援に努めます。

(2) スポーツなどの普及

スポーツ・レクリエーションの普及

(現状と課題)

スポーツ・レクリエーションは、障がい者の健康の増進・機能回復を図るだけでなく、社会参加の促進としても不可欠な要素であり生活の質を向上させるうえで重要な役割を果たしており、障がい者のスポーツ・レクリエーション振興、各種大会への参加促進など、健康づくりへの支援が課題となっています。

当町では、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動について、すこやか健康福祉運動会などを開催していますが、障がいのある人もない人も一緒にレクリエーション活動を行ったり、障がいのある仲間とともに楽しむ機会は十分とはいえません。

今後は、誰もが気軽に楽しめるスポーツやレクリエーションを普及促進し、参加できる機会の充実に努めるとともに、指導者の発掘、育成についても取り組む必要があります。

(主要施策)

- 1 障がいのある人もない人も一緒に楽しめる、フロアバレーや盲人卓球などのスポーツの普及に努めます。
- 2 障がい者のレクリエーション活動を支援するため、関係機関と連携し、誰もが参加できる機会の充実や取り組みやすい多様なレクリエーションの普及に努めます。

芸術・文化活動の振興

(現状と課題)

人の生活の質を向上させるうえで、文化活動は重要な役割を果たします。そのためには、その人自身が参加への意欲を持ち努力をするとともに、すべての人が社会参加できるような環境づくりを進めることが重要であり、障がい者の文化活動への参加を促進することが必要です。

しかし、現在、障がいのある人とない人が一緒に文化活動を行う機会は十分とはいえません。

今後は自主的な文化活動への支援とともに、全ての人々が気軽に参加できるよう、文化活動や地域活動参加への支援に努める必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の生きがいの充実などを図るとともに、障がい者に対する理解を深めるため、障がいのある人とない人とが協力して行う、芸術・文化活動などへの支援、協力を努めます。

(3) 生涯学習機会の充実

学習機会の充実

(現状と課題)

学校卒業後においても学習を行う生涯学習の充実は、障がい者だけではなく、すべての人にとって大切なことです。

いつでも・どこでも・誰もが、楽しく学習できるように、障がいの程度にかかわらず、各時期・各領域・各分野にわたって幅広い学習活動に参加できるよう、多様な学習機会の提供など、関係機関と連携をとり、学習活動への支援に努めることが必要です。

(主要施策)

- 1 学校卒業後の学習活動を推進するために、本の森情報館を活用したり、教育委員会などの関係機関と連携をとり、学習機会の充実に努めます。

情報提供・相談体制の充実

(現状と課題)

障がい者がいつでも学習することができるようにするためには、学習機会を充実させるとともに、それぞれの障がいの状態に合わせて、希望する情報の提供や相談体制の充実などが必要となります。

そのために、本の森情報館を活用し、必要な情報をそれぞれの障がいの特性に合わせて提供できるようにすることや、各関係機関での相談体制の充実など必要な取り組みについて促進する必要があります。

(主要施策)

- 1 本の森情報館を活用し、それぞれの障がいの状態に合わせた情報提供の充実に努めます。また、関係機関と協力し、相談体制の充実に努めます。

指導者の確保

(現状と課題)

生涯にわたって学習を続けていくうえで、学習したい分野というのはそれぞれ異なります。そのような多様な学習ニーズに対応するには、様々な分野にわたる指導者の存在が不可欠です。

そのために、地域における生涯学習を推進する指導者の確保について努めることが必要となります。

(主要施策)

- 1 多様な学習ニーズに対応するため、地域における生涯学習を推進する指導者の確保に努めます。

第3章 バリアフリー社会の実現

第1節 啓発・広報

(1) 啓発活動の推進

啓発活動の推進

(現状と課題)

誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するためには、障がい者に対する正しい理解を深めることが重要です。そのためには、各種の啓発事業や広報活動を行うことが極めて重要となります。

当町では、障がいや障がい者に対する正しい理解とノーマライゼーション理念の普及を目的に、すこやか健康福祉運動会や障害者(児)ふれあいフェスティバルなどの事業や広報誌などによる啓発活動を実施しており、町民の「ノーマライゼーション」に対する意識は着実に高くなってきています。

しかし、アンケート調査の「今後、障がい者が暮らしやすいまちづくりを進めるために必要な取り組み」についての問いでは、「障がい者への偏見をなくし、正しい理解を促進するための啓発の充実」が必要と答えた人が、身体・知的障がい者で15.3%、特定疾患で20.5%などとなっており、障がい者に対しての理解を深め、障がいのある人となない人が地域において共に生活できる環境づくりが求められています。

そのため、幅広い年代の町民を対象として、広報誌などの活用や各種の啓発事業の展開など、啓発活動を推進する必要があります。

(主要施策)

- 1 「広報あつけし」「社協だより」など各種広報誌を活用し、障がい者福祉への理解と啓発に努めます。
- 2 障がい者に対する理解と認識を深め、「ノーマライゼーション」理念の一層の定着を図るために、「障害者週間」事業を中心に啓発事業を展開します。
- 3 障がい者に対して、保健・医療・福祉などの各関係機関との連携のもとで、障がいに対する偏見を取り除き、地域において共に生活できる環境づくりを進めます。
- 4 地域や障がい関係団体などによる障がい者との交流行事や啓発関係行事に対して、情報提供や支援を行い、啓発活動の推進を図ります。

(2) 心のバリアフリーの促進

福祉教育の推進

(現状と課題)

障がいや障がい者に対する理解が徐々に進んではいますが、依然として社会的偏見や無用な区別が残っているのが現状です。施設から在宅へという流れの中で地域での自立生活を支える様々なサービスが整備されてきていますが、誰もが住みよい街にとって最も大切なのは地域住民からの理解があることに他なりません。

当町では、イベントなどを通じて障がいへの理解やノーマライゼーション理念の普及・啓発に努めていますが、町民一人ひとりが障がいや障がい者に対して正しい理解を深めることができるよう、様々な機会と啓発手段を利用して今後もより一層「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者に対する正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、幅広い年代の町民が心のバリアフリーについて、体験を通じて考えたり、情報を得られる機会の拡大に努めます。
- 2 障がい者との、幼少時からの交流体験を通じた福祉教育の機会を充実するため、地域で企画される各種行事や保育所、学校などでの交流、ボランティア活動への体験参加などの機会の拡大を図ります。
- 3 障がい者とのふれあい・交流をテーマとした体験作文やポスターの募集などを通じて、障がいや障がい者に対する理解を促進します。

不適當用語の是正

(現状と課題)

現在、障がいや障がい者に対する差別や偏見を助長するような言葉や不適切な表現に対しての是正が求められています。

そのため、そのような言葉や表現が使用されないよう、地域住民に対しての情報提供や啓発活動などを行い、不適當用語の是正を促進する必要があります。

(主要施策)

- 1 障がいや障がい者に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう情報提供や啓発活動に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

ボランティア活動の促進

(現状と課題)

当町におけるボランティアの状況としては、平成16年度に社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、障がい者や高齢者、子育てなど様々な分野で積極的な活動を展開しています。

しかし、アンケート調査のボランティアの参加についての問いで、「参加したことはないができれば参加したい」という人が身体・知的障がい17.8%、特定疾患19.2%などとなっているのに対し、実際に「現在、参加している」人は、身体・知的障がい4.3%、特定疾患6.4%などとなっています。ボランティアを受けたことがあるかという問いでも、「受けたことはないができれば受けてほしい」という人が身体・知的障がい12.9%、精神障がい13.0%、特定疾患14.1%であるのに対し、実際に「現在、受けている」人は、身体・知的障がい4.9%、精神障がい4.3%、特定疾患0.0%と非常に差があり、障がい者に対するボランティアについての周知や、ボランティアに参加したい人、受けてほしい人がそれぞれ気軽に参加でき、気軽に援助を受けられる環境づくりに努める必要があると考えます。

町民によるボランティア活動の促進や、障がい者自身も積極的にボランティア活動に参加できるように、障がい者関係団体などとも協力し、啓発や、参加できる機会の拡大などに努めるとともに、ボランティアの養成や確保を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者に対する相談活動を充実させると同時に、障がい者自身がカウンセラーとして自らの体験に基づいて、ほかの障がい者の相談に応じ問題解決を図り、障がい者がボランティアとして積極的に参加するピアカウンセラーの育成を図ります。
- 2 障がい者自身がボランティアとして参加できる場を用意し、障がい者が気軽に相談できるようにするため、障がい者関係団体や各種関係機関などとの円滑な連携体制の構築について検討します。
- 3 精神障がい者が地域で自立した生活を送れるように、地域で生活を支えるボランティア活動の促進を図ります。
- 4 ボランティアセンターの活用により、地域でボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要とする障がい者やその家族との円滑なコーディネートを促進します。
- 5 町民によるボランティア活動を促進するため、啓発や、幅広い年代の人々が気軽に参加できる機会の拡大に努めるとともに、ボランティアの発掘、育成や地域リーダーの養成を図ります。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|----------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| ピアカウンセラー | 0人 | 4人 |

交流機会の拡大

(現状と課題)

障がい者に対する正しい理解を深め、共に暮らす社会を実現するためには、日常的な出会いの場で交流することが重要となります。

地域でのお祭りなど、町民の交流の場となる各種の行事に障がい者の参加を促し、交流の機会を増やして障がい者が参加しやすい環境整備に努めるとともに、障がい者が主体的に参加する行事についても、町民の誰もが参加できるような体制を整える必要があります。

(主要施策)

- 1 すこやか健康福祉運動会、障害者(児)ふれあいフェスティバルなどの地域行事への参加を促し、広く町民の参加を図り、地域における交流機会を拡大し、障がい者に対する町民の理解促進に努めます。
- 2 町民と町内の特別養護老人ホームなどの施設利用者との相互理解を深めるため、ボランティアなどとして施設に来所する町民の受け入れ拡大、施設や地域で行われる各種行事への相互参加などにより、地域と利用者、地域と施設との交流を促進します。

第2節 生活環境

(1) 住まい・まちづくりの推進

住まいの整備

(現状と課題)

障がい者が安全で快適に自宅で生活をするためには、障がいの程度や状況に合わせた住宅の改造などを行うことが必要となります。また、障がいの状況に合わせた住宅の改造は、家族などの介護者の負担軽減の面からも大切です。

現在当町では、障がい者も住み慣れた地域で自立した生活を営みやすいよう、公営住宅を整備するとともに、住宅改造に対する支援などを行っています。

住宅改造に対する支援としては、在宅の障がい者や要介護高齢者がいる低所得世帯が住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成しています。また、障がい者のいる世帯が住宅の改修などを行う場合の貸付制度、歩行支援用具（手すり、スロープなど）や入浴補助用具（入浴用イス、入浴用マットなど）などの日常生活用具の給付制度などがあります。

しかし、アンケート調査では、「階段や段差に苦労する」や「お風呂やトイレが使いづらい」、「住宅改造のための資金がない」などの声が聞かれるなど、今後、住まいの環境の整備促進を図るため、各種制度の普及啓発を促進する必要があります。

また、アンケート調査で「冬期間の除雪に苦労する」という声が多数聞かれたことから、除雪サービスの充実についても検討する必要があります。

(主要施策)

- 1 障がい者の在宅志向の高まりや高齢化などにより、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながら、新たに建設される公営住宅については、障がい者や障がい者関係団体などからの意見を取り入れるなどして、障がい者の住みやすい公営住宅の整備を促進します。
- 2 障がい者が、気軽に住宅改造に関する相談ができるように、相談窓口の支援体制の充実を図ります。
- 3 障がい者が生活しやすい住宅整備を支援するために、リフォームヘルパー制度の研究を促進します。
- 4 厚岸町身体障害者等住宅改造費助成事業や在宅の要介護高齢者への住宅改修費の支給、生活福祉資金（住宅整備資金）貸付事業などの効果的な運用と利用の促進を図るため、広報活動の充実に努めます。
- 5 障がい者の生活の利便性を高めるため、歩行支援用具や入浴補助用具などの日常生活用具の利用を促進します。

福祉のまちづくりの推進

(現状と課題)

すべての人が安心して快適に生活できるよう、人にやさしい道路や公園などの整備が必要です。特に、多くの人が集まる公共施設については、誰もが使いやすいようにバリアフリー化をより一層進めることが求められています。アンケート調査でも、公共や民間の施設の整備や公園内の多目的トイレ(障がい者用トイレ)の設置などを望む声が聞かれました。

当町では、歩道の段差解消や公共施設のスロープ、多目的トイレ(障がい者用トイレ)などの設置など、バリアフリー化を図ってきましたが、今後も、平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)や平成10年に北海道が制定した「北海道福祉のまちづくり条例」などに基づき、関係機関との連携に努め、生活環境の更なるバリアフリー化を促進する必要があります。

また、新しい基盤整備に対して、初めから誰もが使いやすい施設や設備をつくろうという「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及にも努める必要があります。

(主要施策)

- 1 町内の公園などは、町民の健康づくりや憩い、交流の場として重要であるので、障がい者をはじめ、すべての町民が安全かつ快適に利用できるように改善整備し、多目的トイレ(障がい者用トイレ)の設置や入口の段差解消などに努めます。
- 2 除雪事業及び住宅改造を基本とするバリアフリーに対する施策の周知を図ります。
- 3 障がい者や障がい者関係団体の意見を踏まえながら、障がい者の利用に配慮した公共施設の整備拡充を推進します。
- 4 既存の公共施設などにスロープや多目的トイレ(障がい者用トイレ)などを設置し、障がい者にやさしいバリアフリーな施設への改善整備に努めます。
- 5 新築などの施設整備については、障がい者や障がい者関係団体などからの意見を取り入れ、障がい者をはじめ、全ての人が使いやすいユニバーサルデザインの施設づくりを目指します。
- 6 障がい者が、盲導犬や介助犬などの身体障がい者補助犬を同伴して、公共施設や商業施設、公共交通機関などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、理解の促進に努めます。

(主要事業)

| 事業名 | 内容 | |
|-----------------------------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 公園入口等段差解消 | 1カ所 | 6カ所 |
| 公園内障がい者用トイレ (多目的トイレ)設置 | 6カ所 | 9カ所 |
| 公共施設等障がい者用トイレ (多目的トイレ)設置 | 16カ所 | 18カ所 |

(2) 移動・交通のバリアフリーの促進

交通機関等の整備促進

(現状と課題)

町内ではこれまで、厚岸駅のホームへの段差の解消や路線バスと町が運行する福祉バスの低床化など、障がい者の利用しやすい公共交通機関の整備に取り組んできました。

しかし、アンケート調査で外出時によく利用する交通(移動)手段を聞いたところ、すべての障がい者で「自分で運転する自動車」や「家族などが運転する自動車」、「徒歩」など公共交通機関以外の利用の割合が大半を占めています。一般の路線バスやJRなどの公共交通機関の利用が少ない状況から、公共交通機関を利用することが難しい重度の障がい者は自家用車を利用するためだと思われます。

こうした状況を踏まえ、公共交通機関を利用することが難しい重度の障がい者の移動手段を確保するために、外出支援サービスや患者輸送バスなどのサービスの充実を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 公共交通機関を利用するうえで制約が多い重度の障がい者の移動手段を確保するため、外出支援サービスや患者輸送バスなどの充実を図ります。

歩行空間等のバリアフリー化の推進

(現状と課題)

歩行空間のバリアフリー化について、当町では、歩道の拡幅や段差の解消、誘導用点字ブロックの設置などを進めてきました。

しかし、アンケート調査では、歩道の段差解消や除排雪、障害物の除去などの改善や充実してほしいという声が多数聞かれました。

今後も、歩きやすい歩道の整備事業を推進し、歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者の誘導用点字ブロックの設置や音声付信号機の設置検討など障がい者をはじめ、すべての歩行者が安全かつ快適に歩道が利用できるように改善整備を推進する必要があります。

(主要施策)

- 1 歩道に放置された自転車や看板などの障害物により、視覚障がい者や車いすを使用している人の移動が阻害されないよう道路管理に努めます。
- 2 市街地における段差の未解消地点を把握し、歩道段差の解消に努めます。

(3) 防災・防犯対策の推進

災害への安全対策

(現状と課題)

障がい者の災害時の不安を解消するためには、防災知識の普及や地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難先での安心を確保しておくことなど、地震や火災などの災害による被害を防ぐ対策が適切に講じられていることが必要です。特に、障がい者にとってハンディキャップのある災害情報などの伝達や災害発生時における迅速な避難誘導が適切に行われるような措置を講ずることが重要です。

現在、緊急通報システムの整備や全町的な防災訓練などを行い、地域における防災体制の整備が進められていますが、平成15年9月の十勝沖地震の発生や平成16年11、12月、平成17年1月と震度5クラスの地震が連続して発生するなど、当町は地震の多い地域にあり、更なる防災対策の強化が急務となっています。

また、災害発生時における障がい者など災害時要援護者の初期救出については、地域の身近な人たちによる救出・救護体制の充実が不可欠ですが、アンケート調査で「近所との付き合い方」について聞いたところ、自治会などの地域の活動を一緒にしたり、一緒に遊んだりするなど親しく付き合っている人は、身体・知的障がいでは16.5%、精神障がいでは17.3%、特定疾患では32.0%となっており、大半の人は近所との付き合いをあまり持っていないという状況となっています。このような状況から、地域の身近な人たちと普段からつながりを持ち、地域住民同士で支え合う体制づくりに努める必要があります。

今後は、災害時要援護者を災害から守るため、北海道が策定した「災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル」に基づいた防災対策について検討するとともに、地域の関係団体や組織、ボランティアなどとの横断的な連携により、災害時における避難誘導、安否確認などの支援体制づくりを進める必要があります。

(主要施策)

- 1 緊急通報システムの整備、消防、警察などへの緊急通信体制の一層の充実を図ります。
- 2 障がい者に対する災害時・緊急時の情報伝達、避難誘導方策の構築を図ります。
- 3 普段からの地域住民同士のつながりの強化や地域の障がい者関係団体や各関係機関・組織、ボランティアなどとの連携を強化するなど、災害時における地域住民による災害時要援護者の救出・救護体制の充実に努めます。
- 4 災害時要援護者の安全を確保するため、北海道の「災害時における高齢者・障害者等に対する支援対策マニュアル」に基づく防災対策について検討します。
- 5 災害時の安否確認などにハートコール事業やホームヘルプ事業の利用について研究します。

防災体制等の整備の促進

（現状と課題）

障がい者の災害時の問題として、避難する際の問題とともに、避難所においても様々な問題があります。重度障がい者に対する食事やトイレなどの身体介護の提供や、視覚障害がい聴覚障害がい、言語障害がい、知的障害がいなどがあるために周囲とのコミュニケーションをとることが難しい人への支援、災害発生が冬期間の場合は寒さ対策なども必要となります。

しかし、これらの問題に対応できる避難所の整備は、まだ進んでいないというのが現状です。

こうした様々な問題を解決するため、障がい者に配慮した避難所などの確保や障がい者関係団体や各関係機関、ボランティアなどとの連携による避難先での食事やトイレ、入浴などの身体介護を受けられる体制の確保、コミュニケーションをとることが難しい人に対する支援など、避難所における障がい者への支援体制の確保についての検討を進める必要があります。

（主要施策）

- 1 災害時における障がい者などに配慮した避難所などの確保や障がい者関係団体や各関係機関、ボランティアなどと連携し、避難先で必要な介護を受けられる体制の確保について検討します。

防犯対策の推進

（現状と課題）

障がいのために判断能力が不十分な人などは、ほかの人と比べて犯罪に遭ってしまう可能性が非常に高くなります。

しかし、これらの人に対する防犯支援体制については、まだ十分とはいえない状況にあります。

障がいのために判断能力が不十分な人などが犯罪の被害に遭わないようにするために、地域の住民や警察署との連携による防犯ネットワークの確立や、障がい者に対する防犯知識の普及、防犯に関する相談や、被害に遭ってしまった後の相談などの各種相談体制の整備など、支援体制の充実に努める必要があります。

（主要施策）

- 1 障がいのために判断能力の不十分な人などが、犯罪などに遭わないよう、関係機関などとの連携による各種相談支援体制の整備や防犯知識の普及などに努めます。

第3節 情報・コミュニケーション

(1) 情報バリアフリーの検討

(現状と課題)

近年のIT（情報通信技術）の発達は、障がい者の情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進などに寄与することが期待されています。インターネットや、パソコン、携帯電話のメール、ファックスなどを利用した日常生活や障がい者福祉に関する情報などの障がい特性に合わせた発信方策について検討をする必要があります。

しかし、アンケート調査の結果をみると、普段パソコンを使用している人は、身体・知的障がい11.7%、精神障がい8.7%、特定疾患25.6%と少ない状況となっています。このような状況を踏まえ、障がい者のIT技術の習得や利用の円滑化を図り、情報格差の縮小に努める必要があります。

そのため、障がい者に対するパソコンや携帯電話などの情報機器の使用方法についての研修会の開催などIT技術の習得機会の確保や、情報提供の充実などについて検討する必要があります。

(主要施策)

- 1 パソコン・ファックス・携帯電話などを利用した、日常伝達・情報発信方策を検討します。
- 2 障がい者のITの利用を促進するため、各種機器の利用に関する研修会などの開催についての検討をします。また、相談や情報提供、障がいに対応したパソコン機器などの普及や利用支援に努め、情報のバリアフリー化を図ります。
- 3 視覚障がい者や聴覚障がい者に対する情報提供などの充実に努めます。

(2) コミュニケーションの推進

視覚障がい者への支援

(現状と課題)

現在、これまで視覚障がい者への情報提供手段であった点字図書に代わって、録音テープやCD図書といった録音図書などが増えてきており、本の森情報館においても録音図書など、視覚障がい者用の図書の充実が図られてきています。

また、「広報あつけし」や「議会だより」の内容をテープやCDに録音した、「声の広報だより」や「声の議会だより」なども発行しており視覚障がい者への情報提供の充実に努めてきました。今後も、本の森情報館や各関係機関などと連携し、研究協力しながら推進していく必要があります。

また、過去には当町にもいた、視覚障がい者の希望する本を読んで聞かせる朗読ボランティアが町外に転出してしまい、現在は1人もいなく、本の森情報館で視覚障がい者からの希望があれば職員が個別に対応しているという状況となっています。ボランティアセンターの充実を図り、朗読ボランティアの養成に努め、視覚障がい者が朗読ボランティアをもっと気軽に利用できるような体制づくりが必要です。

(主要施策)

- 1 録音図書などの充実について、本の森情報館と連携・協力しながら推進します。
- 2 ボランティアセンターの充実を図り、朗読ボランティアの養成に努めます。
- 3 「声の広報だより」や「声の議会だより」などの周知を図り、利用促進に努めます。

(主要施策)

| 事業名 | 内容 | |
|----------|----------|----------|
| | 平成16年度実績 | 平成21年度目標 |
| 朗読ボランティア | 0人 | 20人 |

聴覚障がい者への支援

(現状と課題)

聴覚障がい者にとって、手話や要約筆記などはコミュニケーションを支援するうえで非常に重要なものです。

しかし、現在当町では、手話や要約筆記に対する支援や研修などの機会は十分ではありません。

今後は、障がい者関係団体や社会福祉協議会などと密接な連携を図り、手話や要約筆記に対する支援団体の育成を促進し、聴覚障がい者のコミュニケーション支援の充実を図る必要があります。

(主要施策)

- 1 手話及び要約筆記に対する支援団体の育成を促進します。
- 2 ボランティアセンターの充実を図り、手話通訳ボランティアの養成に努めます。

コミュニケーション支援

(現状と課題)

失語症や構音障がいなどの言語障がい、知的障がい、自閉症などがあるために周囲とのコミュニケーションをとることが困難な人に対して、適切な対応によるコミュニケーション支援は必要不可欠なものです。

現在、具体的な取り組みなどは行っておりませんが、今後、適切な対応方法など、コミュニケーション支援のあり方について検討する必要があります。

(主要施策)

- 1 周囲とのコミュニケーションをとることが困難な人に対する適切な対応方法など、コミュニケーション支援のあり方について検討します。

資料編

1 厚岸町障がい者福祉計画改定のためのアンケート調査について

(1) 調査の目的

本調査は、厚岸町における障がい者の生活の状況及び保健・医療・福祉ニーズを把握し、新しい障がい者福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

| 調査対象 | 調査該当者等 | 調査方法の種類 |
|------------------|--|---|
| 身体障がい者 知的障がい者 | 町の障がい者システムに登録されている身体障害者手帳所持者602人の内、30%の抽出を行った182人、療育手帳所持者74人の内、30%の抽出を行った24人、合計206人を対象とした。 | 郵送により配布し、町保健福祉課職員 の訪問による回収 |
| 精神障がい者 | 町の障がい者システムに登録されている精神障害者保健福祉手帳所持者、32条通院医療費公費負担利用者及び精神障害者医療費助成利用者77人の内、30%の抽出を行った28人を対象とした。 | 郵送により配布し、町保健福祉課職員 の訪問による回収 |
| 特定疾患者 | 町では人数を把握できないため、釧路保健所の協力により保健所で把握している町内に居住する特定疾患受給者証所持者143人を対象とした。 | 釧路保健所から郵 送で配布し、同封 した返信用封筒に より郵送で回収 |

(3) 回収状況

調査票配布数 377 件に対して、回収数は 264 件で回収率は 70.0%、有効回収数、有効回収率も同じく 264 件、70.0%という結果であった。

| 調査対象 | 調査 基準日 | 調査 対象者数 | 調査協力 依頼者数 | 回収数 | 回収率 |
|------------------|-----------------------|------------|--------------|-------|-------|
| | | | | 有効回収数 | 有効回収率 |
| 身体障がい者 知的障がい者 | 平成16年 10月22日 現在 | 676 | 206 | 162 | 78.6% |
| | | | | 162 | 78.6% |
| 精神障がい者 | 平成16年 10月22日 現在 | 77 | 28 | 23 | 82.1% |
| | | | | 23 | 82.1% |
| 特定疾患者 | 平成16年 10月22日 現在 | 143 | 143 | 78 | 54.6% |
| | | | | 78 | 54.6% |
| 合計 | | 896 | 377 | 264 | 70.0% |
| | | | | 264 | 70.0% |

2 厚岸町障がい者福祉計画改定の取り組みの経過について

| 開催日等 | 内 容 |
|-------------|---|
| 平成16年10月29日 | 平成16年度第1回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 |
| 平成16年11月18日 | 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会第1・第2作業部会（第1回目） |
| 平成16年12月 4日 | 厚岸町障害者福祉計画改定のためのアンケート調査の調査票配布（回収期限：平成16年12月24日） |
| 平成16年12月20日 | 厚岸町障害者福祉計画改定に係る障がい者関係団体との懇談会 （参加団体：釧路支庁地区身体障害者福祉協会厚岸町分会、北海道難病連厚岸・浜中支部、厚岸コミュニケーション障害の会） |
| 平成16年12月22日 | 厚岸町障害者福祉計画改定に係る障がい者関係団体との懇談会 （参加団体：厚岸町リハビリ友の会、せーくらべ、厚岸町手をつなぐ親の会） |
| 平成17年 1月21日 | 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会合同作業部会（第1回目） |
| 平成17年 2月17日 | 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会第1・第2作業部会（第2回目） |
| 平成17年 3月19日 | 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会合同作業部会（第2回目） |
| 平成17年 3月22日 | 厚岸町各関係課への庁内メールによる内容点検及び意見の募集（期限：平成17年3月25日） |
| 平成17年 3月26日 | 平成16年度第2回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会 |

3 用語の解説

ア 行

- ・IT

Information Technology（情報通信技術）の略。コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術のこと。

- ・NPO（特定非営利活動法人）

ボランティア活動などに代表される営利を目的としない各種の公益活動や市民的活動を行う組織・団体のこと。平成10年12月に施行された「特定非営利活動促進法」に基づく法人を特定非営利活動法人という。

カ 行

- ・介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上・精神上の障がいがあることにより日常生活に支障がある人に対する介護や、本人、介護者、家族への相談・援助を行う人のこと。

- ・介護保険制度

平成12年4月から開始された、介護保険法に基づく、高齢者などの介護を公的に保障するための社会保険で、公費及び被保険者（40歳以上の国民）の保険料を財源として、65歳以上の高齢者（40歳以上65歳未満の特定疾病の人）が常に介護が必要な状態や日常生活に支援が必要な状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受ける制度。

- ・ガイドヘルパー

視覚障がい者や重度の知的障がい者などの外出時の付き添いを主に行うホームヘルパーのこと。

- ・学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。

- ・QOL

クオリティ・オブ・ライフの略。

「生活の質」「人生の質」「生命の質」などといった意味。

- ・グループホーム（地域生活援助）

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活するもので、同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われるもの。

- ・ケアマネジメント

加齢に伴う障がいや疾病による二次障がいなどによって自力で日常生活を送ることが困難な高齢者などに対して、その意思を尊重しながら多様な生活を支えるため、様々なサービス提供機関と調整を行い、適切な介護サービスの利用に関する計画（ケアプラン）を作成し、総合的・一体的なサービスの確保を図る一連の活動のこと。

- ・ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護者の相談に応じ、適切なサービスを利用できるよう様々なサービス関係機関と調整を図る人のこと。

- ・言語聴覚士

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人のこと。

- ・高機能自閉症

知能指数は正常範囲であるが、行動や、人に対する反応が全般的に欠如、コミュニケーション手段の発達に障がいがある、周囲への反応が奇異であるなどの自閉症の症状があるもの。

- ・コーディネイト

仕事の流れを円滑にする調整のこと。

福祉の分野では、援助を必要とする人に対する支援確保のため、地域内の施設、関係機関・団体や各職種間を総合的に調整し、連携を図ること。

- ・コーディネーター

仕事の流れを円滑にするために調整を図る人のこと。

福祉の分野では、地域での援助活動を行う時に、各相談、サービス提供機関、団体などと連携を図り、より良い援助ができるように調整する人のこと。

- ・コミュニケーション

情報を相互に伝達する行為のこと。

- ・コンプレックス

精神生活に影響を及ぼす観念複合体をいい、幼児期に対人関係の中から形成されるもの。劣等感や神経症の症状として表される。

サ 行

- ・在宅介護支援センター

市町村の窓口に行かなくても、身近なところで在宅の寝たきり高齢者などの介護相談、必要な在宅福祉サービスの案内、介護機器の展示紹介をする24時間体制の施設のこと。

- ・在宅福祉サービス

社会福祉の利用者を居宅で援助するための各種の福祉サービスのこと。

具体的には、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、入浴サービス、配食サービスなど。

- ・作業療法士

身体又は精神に障がいのある人に対して、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせる人のこと。

- ・支援費制度

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することができる制度。

- ・児童相談所

児童福祉法に基づき都道府県（指定都市）が設置する、児童に関する総合的な相談・判定機関。各般の相談に応じて調査・判定や、必要な助言、指導を行う。また、養護施設、肢体不自由児施設など児童福祉施設への入所措置を行う。

- ・自閉症

主に、人間関係を作れない、言語で伝達することができない、同一性を保持したがる、対人関係を嫌うなどといった症状のある症状群のこと。発達障がい的一种と考えられている。

- ・社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上・精神上の障がいなどの理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・援助を行う人のこと。

- ・周産期

WHOの定義によると、胎児が出産時1,000gの体重に達した時期（妊娠満28週に相当）から生後満7日目（168時間）が終了した時点までのこと。

- ・情報バリアフリー

年齢的・身体的条件で情報から隔絶されることを解消する意味。主に、IT利用の格差を解消する環境づくりを意味することが多い。

- ・障がい

障がい者福祉において、狭い意味では、身体又は精神の機能の低下・異常・喪失あるいは身体の一部の欠損など、心身の機能レベルの概念のこと。広い意味では、機能障がい、能力障がい、社会的不利のこと。

- ・生涯学習

これまで学校中心に考えられていた学習活動を、人の一生全体に拡大した考え方で、幼児から高齢者に至るまで一貫した学習を展開すること。

- ・障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間（12月3日から12月9日）を障害者基本法で定めている。

- ・障がい者団体

障がい者やその家族などの福祉の増進のために運動などを行っている団体のこと。

- ・小規模作業所

一般の企業などでは働くことができない障がい者の働く場として、障がい者本人、親、職員をはじめとする関係者の共同の事業として地域の中で生まれ、運用されている作業所のこと。

- ・ショートステイ（短期入所）

在宅で障がい者などを介護している方が、急な病気や旅行などによって介護ができなくなった場合に、障がい者施設などで一時的に預かり介護を行うサービスのこと。

- ・心身障害者総合相談所

身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を一体化した道立の相談機関。身体障がい者や知的障がい者、またその家族などから補装具の交付や更生医療の給付、施設利用などの各般にわたる相談に応じ、医学的、心理学的、職能的な見地から総合的に検査

・判定を行うとともに、集団生活適応訓練などの指導訓練等を行う機関のこと。

- ・地域生活支援センター

精神保健福祉法に基づき設置される精神障害者社会復帰施設の一つ。地域の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する問題について、精神障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、保健所、福祉事務所などの関係機関との連絡調整などの援助を総合的に行う施設。

- ・成年後見制度

認知症のある高齢者や、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り、支援する制度。確認の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任され対応。平成12年4月の民法改正により禁治産・準禁治産制度に代わり制度化。

タ 行

- ・地域福祉権利擁護事業

都道府県の社会福祉協議会が実施主体となり、認知症のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な人に対して、サービスの適切な利用のための援助を契約により有料で提供する事業。

- ・注意欠陥／多動性障がい（ADHD）

忘れっぽく、落ち着きがない、なかなか集中できない、興奮しやすく、怒りっぽいといった行動が人並みはずれて激しく起こり、社会（学校、家庭）生活が適応しきれない状態のこと。

- ・デイサービス

在宅の障がい者や高齢者を施設に通わせ、入浴・食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の便宜を提供するサービスのこと。

ナ 行

- ・ニーズ

要求、要望のこと。

- ・ネットワーク

福祉の分野では、保健・医療・福祉の横断的連絡組織という意味。

- ・ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそが普通の社会であるという考え方のこと。

ハ 行

- ・ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称名であり、高齢者や障がい者などにやさしい建物として不特定多数の人が利用する公共的性格の強い建築物について、基準や建築主の努力義務を定めている法律。

- ・バリアフリー

障がい者や高齢者の生活・活動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った、障がい者や高齢者が自由に活動できる生活空間の在り方のこと。

- ・ハンディキャップ

不利な条件、障がい、困難のこと。

- ・ピアカウンセラー

ピアとは仲間という意味で、同じ障がいがある仲間同士で、お互いの生活の悩みや将来のことについて話したり、聞きあったりすることをピアカウンセリングといい、カウンセラー自身が障がいを持ち、自らの体験に基づいてほかの障がい者からの相談に応じたりする人のことをピアカウンセラーという。

- ・福祉的就労

一般企業への就職が困難な障がい者が、授産施設や小規模作業所で働くこと。

障がい者などの自立・更生・社会参加の促進と生きがいつくりの意味合いがある。

- ・法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。（一般民間企業 1 . 8 %、特殊法人、国、地方公共団体 2 . 1 %）

- ・ホームヘルパー

高齢者や障がい者などの家庭を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護、衣類の洗濯、住居などの掃除、生活必需品の買物、関係機関などとの連絡、生活・身上・介護に関する相談・助言などを業務とする人のこと。

- ・ホームヘルプサービス

日常生活に支障がある障がい者や高齢者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事援助や生活などに関する相談・助言をするサービス。

- ・北海道福祉のまちづくり条例

障がい者や高齢者などすべての人が円滑に利用できるよう公共的施設の整備を進めるため、道、市町村、事業者、道民の責務、基準の遵守、届出などの手続きを定めている条例。

- ・ボランティア

一般的には、報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力などを他人や社会のために提供すること。

ヤ 行

- ・ユニバーサルデザイン

障がいのある人、ない人の区別なく、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形や設計のこと。

ラ 行

- ・ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の段階のこと。

- ・理学療法士

身体に障がいのある人に対して、基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせたり、マッサージなどをしたりする人のこと。

- ・リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、障がい者の自立を促すための専門的技術のこと。

- ・リフォームヘルパー

要援護高齢者や障がい者を対象に、保健・医療・福祉・建築関係の専門家がチームで居宅に訪問し、住宅改造に関する相談・助言、施工業者への連絡・調整、施工後の評価などを行う人のこと。

- ・レクリエーション

生活の中にゆとりと楽しみを創造していく多様な活動の総称のこと。

- ・レスパイトサービス

障がいのある子どもなどを一時的に預かり、親や家族を介護から解放することによって、日頃の疲れを癒し、一息つけるようにするサービス。